

港区立図書館サービス推進計画
Minato City Library Service
Promotion Plan

令和3（2021）年度～令和8（2026）年度

令和5（2023）年度改定版

素案（案）
Draft

令和5（2023）年10月

港区教育委員会

※教育長の挨拶文

目 次

第1章 計画の改定に当たって.....	1
1 計画の概要.....	3
(1) 港区立図書館サービス推進計画とは.....	3
(2) 計画の目的.....	3
(3) 計画の位置付け.....	4
(4) 計画の期間.....	4
2 めざすべき姿.....	5
3 改定の方向性.....	6
第2章 港区立図書館に関する現状と課題.....	9
1 改定に当たって踏まえるべき背景.....	11
(1) 社会情勢の変化.....	11
(2) 国や東京都の状況.....	13
2 区立図書館の概要.....	15
3 港区の図書館サービスに関する現状と課題.....	21
(1) 現状（港区立図書館サービス推進計画前期の取組状況）.....	21
(2) 港区立図書館サービス推進計画の改定に向けたアンケート調査結果	23
(3) 港区の図書館サービスにおける課題.....	30
第3章 図書館サービスの推進.....	33
1 計画の全体像.....	35
2 基本目標と施策の展開.....	36
基本目標1 あらゆる人々の学びを支える資料や環境の充実とサービスの 提供.....	38
基本目標2 子どもから成人に至るステップに応じた読書活動の推進..	43
基本目標3 あらゆる人々が読書を楽しむための利便性の向上.....	46
基本目標4 多様な主体との連携による図書館資料の活用と事業の展開	50

第4章 計画の推進.....	55
1 計画の推進体制.....	57
(1) 推進体制.....	57
(2) 各主体の役割.....	57
2 計画の進行管理.....	59
(1) 管理方法.....	59
(2) 評価方法.....	60
資料編.....	61
1 港区教育ビジョンの概要.....	63
2 港区立図書館サービス推進計画検討委員会.....	66
(1) 港区立図書館サービス推進計画検討委員会設置要綱.....	66
(2) 港区立図書館サービス推進計画検討委員会委員名簿.....	68
(3) 港区立図書館サービス推進計画検討委員会開催経過.....	68
3 港区立図書館サービス推進計画検討会.....	69
(1) 港区立図書館サービス推進計画検討会設置要綱.....	69
(2) 港区立図書館サービス推進計画検討会委員名簿.....	70
(3) 港区立図書館サービス推進計画検討会開催経過.....	70
4 用語解説.....	71

※巻末に用語解説をまとめて記載しています。

第1章 計画の改定に当たって

※章扉の裏面は白紙

1 計画の概要

(1) 港区立図書館サービス推進計画とは

港区立図書館サービス推進計画は、「港区教育ビジョン（港区教育大綱）」において示された5つの方向性のうち、特に「生涯を通じた学び」、「地域社会で支えあう学び」の実現に寄与する区立図書館の将来像を示すものです。

区立図書館サービスの推進に関する多様な施策を総合的に体系化し、今後の施策の基本的な方向性を定めています。

(2) 計画の目的

港区では、令和3(2021)年2月に策定した「港区立図書館サービス推進計画」で掲げためざすべき姿である「生涯を通じて豊かな学びを支える図書館」を実現するため、これまで様々な施策を推進してきました。資料や情報サービスの充実、電子書籍サービスの導入、調べ学習の支援などを重点的に取り組んできました。

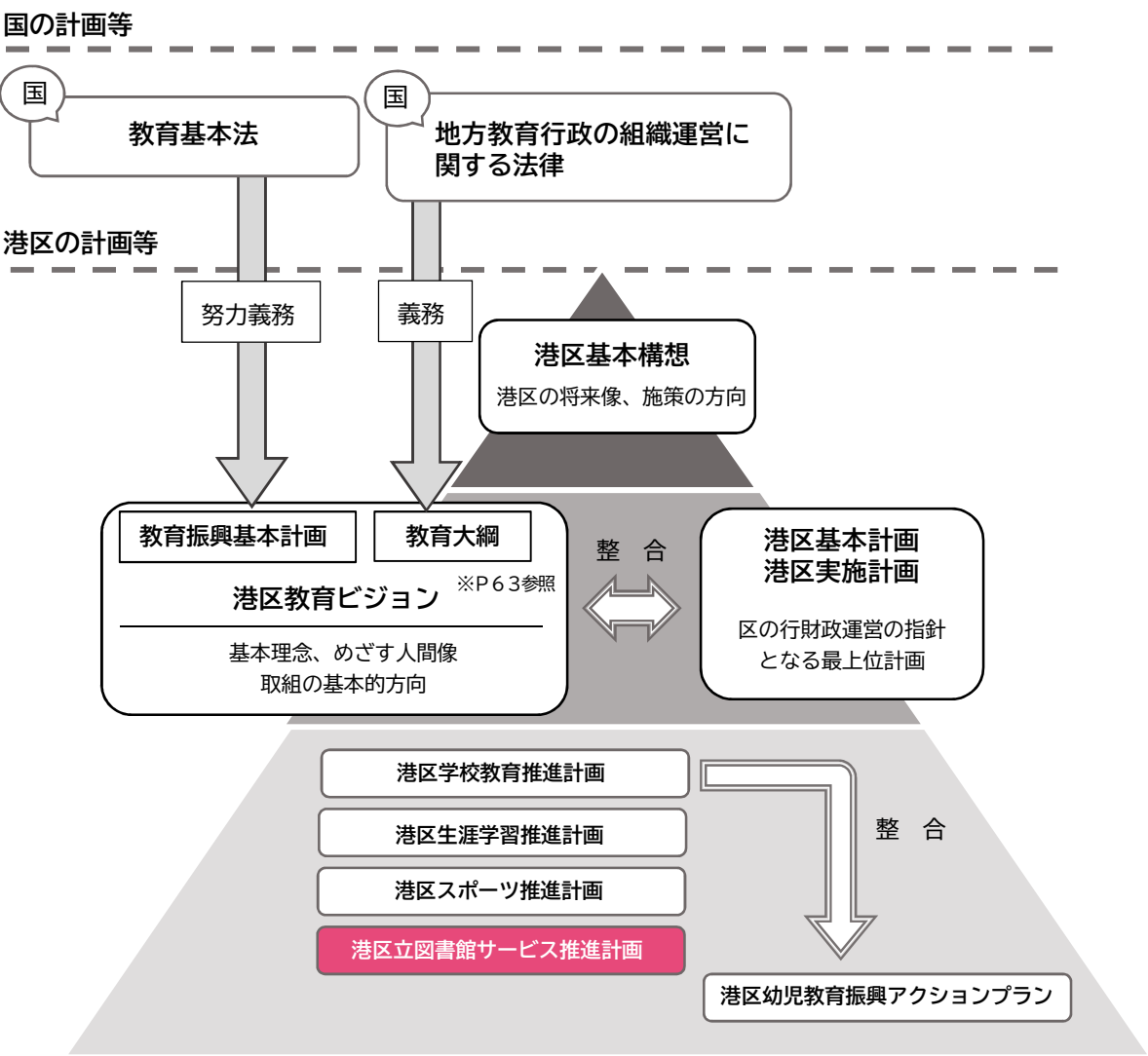
また、デジタル技術の革新によるDX※の推進やこどもまんなか社会の実現に向け、こども家庭庁が設置され、総合的な子ども政策の推進が求められるなど社会情勢が変化しています。

このような背景から、港区では「港区教育ビジョン（港区教育大綱）」の基本理念・方向性を踏まえつつ、図書館サービスを取り巻く社会情勢の変化や現状と課題に対応した図書館サービス施策を推進するため、「港区立図書館サービス推進計画」を改定することとしました。

(3) 計画の位置付け

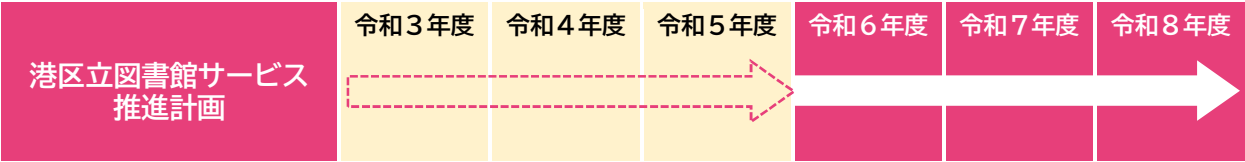
「港区立図書館サービス推進計画」は、区立図書館の在り方やサービスの方針を示すものです。また、「港区基本計画・港区実施計画」をはじめ、学校教育、生涯学習、スポーツの教育分野の各計画と整合性を図ります。

なお、本計画には、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき策定することが求められている子どもの読書活動の推進に関する計画を含みます。



(4) 計画の期間

「港区基本計画」の計画期間と同様に、令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までの6年間の計画としており、中間年となる令和5（2023）年度に見直しを行いました。



2 めざすべき姿

情報化・国際化の進展とともに知識や情報の重要性が増すなか、様々な利用者ニーズや社会状況の変化に対応した、生涯を通じて誰もが自由に利用することのできる図書館の役割が重要となっています。

みなと図書館（芝地区）、三田図書館（芝地区）、麻布図書館（麻布地区）、赤坂図書館（赤坂地区）、高輪図書館（高輪地区）、港南図書館（芝浦港南地区）及び令和6（2024）年度開設の台場図書館（芝浦港南地区）の7館に加え、乳幼児から高校生までを主な対象とする高輪図書館分室の計8館が、それぞれの利用者や立地条件・周辺状況などを踏まえた、きめ細かな図書館サービスを一層充実させていく必要があります。

基本的な蔵書はもちろん、それぞれの館が特色ある資料を所蔵することで、区立図書館全体で質の高い蔵書構成を実現します。

子どもの頃の読書習慣が大人になってからの読書活動に影響を与えます。読書相談などのレファレンスや各種図書館行事などをとおして、子どもから高齢者まで、全世代の利用者が満足して図書館を利用できるよう、図書館の魅力を高めていきます。

時間や場所にかかわらず資料の貸出・返却が可能であり、読書バリアフリーにもつながる港区電子図書館を充実させていきます。

「港区立図書館サービス推進計画」では、「港区教育ビジョン（港区教育大綱）」の方向性「生涯を通じた学び」の実現に向け、「生涯を通じて豊かな学びを支える図書館」をめざすべき姿とします。

生涯を通じて豊かな学びを支える図書館

3 改定の方角性

現行の港区立図書館サービス推進計画は、令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までの計画として策定しました。令和5（2023）年度に中間年を迎えるに当たり、社会情勢の変化や国・都の政策動向、港区におけるこれまでの取組の成果等から新たな課題の整理をするとともに、区民等の図書館や読書に関する実態やニーズを把握するため、令和4（2022）年度にアンケート調査を実施しました。

区がこれまで取り組んできた施策や事業の成果、社会動向やアンケート結果から得られる新たな課題を踏まえ、以下の4点の方角性のもと、港区立図書館サービス推進計画を改定します。

（1）図書館の利用方法やニーズ、読書・情報収集の方法の変化を捉えたサービスを積極的に提供します。

- ①書籍、雑誌、新聞、電子書籍、インターネットなど図書館資料の提供方法の多様化を進めます。
- ②令和6（2024）年度に新たに開館する港区立台場図書館を含めて、港区ならではの特徴を踏まえた郷土・行政資料や外国語資料の収集、各館ごとの地域特性を踏まえた資料を収集し蔵書を充実します。
- ③年齢にかかわらず、勉強、仕事、調べ物や交流をするための場所としての機能を充実し、居場所としてのサービス提供を図ります。
- ④ICT※を積極的に活用した取組を推進します。

（2）子どもから成人に至るステップに応じた読書・情報収集ができるよう資料・環境・サービスの充実に取り組みます。

- ①読書活動のきっかけとなるのは、乳幼児期における家庭の取組が重要です。家庭での読書活動の取組を促しながら、子どもが本に触れ、親しむため、情報提供や相談対応はもとより、特別な配慮を必要とする子どもを含め全ての子どもが読書活動ができるよう区立図書館の支援のあり方を考え、取り組んでいきます。
- ②インターネットの利用開始時期が低年齢化してきており、また、AI※を活用したデジタル技術が身近になってきています。様々な状況から自らに必要な知識や情報を取捨選択できるようになるには、情報リテラシーを育むことが必要です。学校教育と連携し、調べ学習を充実するなど、図書館資料を活用した事業を実施します。
- ③子どもの読書への関心を高めるため、図書館の職場体験や同世代のつながりを生かし、子どもが主体となって本を紹介したり、話合いや批評をしたりする活動の更なる充実に努めます。

(3) あらゆる人々が読書を楽しみ、情報にアクセスできるように取り組みます。

- ①港区電子図書館に関する情報発信やコンテンツを充実させ、読書バリアフリーを推進することで、誰もが読書を楽しめるよう取り組みます。
- ②情報バリアフリーのみならず貴重本の保管にも有効な、資料の電子化を進めます。
- ③図書館に来館することが困難な人、仕事や家事・育児のために図書館に来館しにくい人にとって、図書館サービスを利用しやすくなるよう取り組みます。
- ④港区立図書館が図書館資料の閲覧や貸出以外の様々な図書館サービスを提供していることを発信し、更なる利用促進につなげていきます。
- ⑤レファレンスサービス※や講座・講演会などの取組を充実し、多様な資料や情報、学びの機会を提供することにより、地域が抱える課題の解決につなげていきます。

(4) 学校、地域の団体や社会教育施設等との連携を深め、図書館資料の提供など生涯を通じて豊かな学びを支援する事業に取り組みます。

- ①学校図書館の「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての機能を充実させるための支援を行います。
- ②地域の団体、社会教育施設の活動に対する学びの支援や資料提供など、それぞれが持つ資料や人材を相互に活用し、生涯学習活動を活性化していきます。
- ③郷土歴史館及びみなと科学館と連携し、港区の歴史、文化、科学を学ぶ取組を進めます。
- ④読書活動、図書館活用を推進するため、ボランティアを継続して育成し、活動の支援を行います。

第2章 港区立図書館に関する現状と課題

※章扉の裏面は白紙

1 改定に当たって踏まえるべき背景

(1) 社会情勢の変化

①新型コロナウイルス感染症の影響

令和2（2020）年以降、世界的に新型コロナウイルスが感染拡大し、外出の自粛やマスクの着用が求められるなど、収束が見通せない状況にありました。一方で、テレワークやキャッシュレス決済の普及など、新しい働き方や暮らし方が浸透しました。

その後、感染者数の減少に伴い令和5（2023）年3月からマスクの着用が個人判断となり、同年5月には新型コロナウイルス感染症が感染症法上の2類相当から5類へ移行されました。コロナ禍において、図書館では、電子書籍サービスや座席予約システムを導入しました。アフターコロナに向けて、コロナ禍をきっかけに進展したICT※を活用した取組をさらに進める必要があります。

②人口動向

区の人口は、令和2（2020）年6月以降、これまでの増加傾向から一転して減少傾向となりましたが、令和4（2022）年2月からは再び増加に転じています。今後、各年代で人口増加が続くことが見込まれ、令和13（2031）年には30万人に達する見通しです。

一方で、世代当たりの人数は減少しており、単身世帯の増加が見られることから、人口増加への対応とともに、包括的な支援体制の構築が求められます。また、世代別にみると近年は子育て世代や子どもの転出超過の傾向がみられ、港区に住みたいと希望する区民が住み続けられるように取組を進める必要があります。

③DX※の進展

DX※の取組は、デジタル技術の革新とともに民間や自治体でも拡がりを見せており、行政サービスの充実や効率化に向け、チャットボット等のAI※を活用した最先端技術を取り入れた施策の推進が求められています。

紙書籍と同時に電子書籍の配信を積極的に進める出版社も多く、出版市場においても電子出版の割合はさらに高まっています。音楽や映像の視聴方法についても、CD・DVDによる視聴から配信サービスへ移行しています。

図書館としても、資料の多様化を進めていくとともに、ICT※を活用した図書館サービスをより推進していくことが求められています。

④総合的な子ども政策の推進

令和5（2023）年4月に「こども基本法」が施行され、国は「こどもどもんなか」をスローガンに、子ども政策を総合的に推進する司令塔として、こども家庭庁を設置しました。図書館として、あらゆる子どもに対して、年齢に応じた読書活動を支援し、誰もが本を手に取り、楽しむことのできる環境づくりを構築していく役割が求められています。

⑤地域共生社会の実現に向けた取組の推進

区は、人口増加に伴い要介護・要支援認定者数や障害者数が増加傾向にあり、また、社会構造の変化などの影響により、支援ニーズは多様化しています。図書館として、障害の有無や年齢、国籍等を問わず誰もが読書を楽しむための取組を行う必要があります。また、図書館は、学校、地域の団体や社会教育施設等との連携を行うことにより、地域課題・社会課題への関心喚起、学びの場、情報の記録・発信の場としての役割が一層期待されています。

(2) 国や東京都の状況

①国の状況

ア 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（令和2（2020）年度～令和6（2024）年度）の策定

令和2（2020）年7月、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」に基づき、視覚障害者等の読書環境の整備の推進を図るために「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」が策定されました。基本的な方針として、以下の3方針が掲げられています。

- 1 アクセシブルな電子書籍等の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供
- 2 アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上
- 3 視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮

イ 公民館・図書館等社会教育施設のデジタル活用促進

令和4（2022）年6月、「デジタル田園都市国家構想基本方針」が閣議決定されました。この基本方針において、「公民館・図書館などの社会教育施設において、地域の教育力向上に向けて、ICT※などの新しい技術を活用しつつ、多様な主体と連携、協働しながら魅力的な教育活動を展開し、ひとづくり、地域づくりを行う取組を促進する」などの方針が示されており、公民館・図書館などの社会教育施設は地域コミュニティ機能の維持・強化を担う役割が期待されています。

ウ 第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（令和5（2023）年度～令和9（2027）年度）の策定

令和5（2023）年3月、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が閣議決定されました。地方公共団体は、子どもの読書活動の推進が円滑に実施されるよう、学校、図書館、その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制整備に努めることが求められています。基本的な方針として、以下の4方針が掲げられています。

- 1 不読率の低減
就学前からの読み聞かせ等の促進、入学時等の学校図書館のオリエンテーション等の充実、不読率が高い状態の続く高校生での探求的な学習活動等での図書館等の活用促進、大人を含めた読書計画の策定 等
- 2 多様な子どもたちの読書機会の確保
障害のある子ども、日本語指導を必要とする子ども等、多様な子どもの可能性を引き出すための読書環境を整備
- 3 デジタル社会に対応した読書環境の整備
社会のデジタル化、GIGAスクール構想等の進展等を踏まえ、言語能力や情報活用能力を育むとともに、緊急時等を含む多様な状況における図書への継続的アクセスを可能とするために、図書館及び学校図書館等のDX※を進める
- 4 子どもの視点に立った読書活動の推進
子どもが主体的に読書活動を行えるよう、子どもの意見聴取の機会を確保し、取組に反映させる

②東京都の状況

ア 第四次東京都子供読書活動推進計画（令和3年度～令和7年度）の策定

「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、東京都における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性や取組を示す「第四次東京都子供読書活動推進計画」が策定されました。基本方針として、学校(園)、図書館、家庭・地域、行政が連携して都内の子どもの読書環境を整え、子どもの主体的・自発的な読書活動を、その発達段階に応じて推進していくことが示されました。また、計画のめざすものとして、以下の4点が掲げられました。

- 1 乳幼児期からの読書習慣の形成
- 2 学習の基盤となる資質・能力の育成のための読書活動の推進
- 3 特別な配慮を必要とする子供の読書環境整備の推進
- 4 読書の質の向上

2 区立図書館の概要

(1) 図書館施設の概要

港区立図書館は、中央館的機能を持つ三田図書館のほか、5地区の区域ごとにバランスよく図書館を配置しています。このほか、乳幼児から高校生までを対象とした高輪図書館分室があります。令和6（2024）年4月からは、台場区民センター図書室が台場図書館に移行し、8つの施設で図書館サービスを提供します。

このほか、連携施設として郷土歴史館図書室、男女平等参画センター（リーブラ）図書資料室、青山生涯学習館図書室の各資料を図書館システムに組み込み、区立図書館資料と同様に貸出・返却・予約ができます。

区立図書館一覧

施設名	開館時間	休館日
三田図書館	月～土 9時～20時 日祝 9時～17時 12月28日 9時～17時	毎月第3木曜
みなと図書館		
麻布図書館		
赤坂図書館		
高輪図書館		
港南図書館	全日 9時～20時	—
台場図書館 (令和6年4月から)		
高輪図書館分室		
	全日 9時30分～20時	毎月第3木曜・祝日

※年末年始（12月29日～1月3日）や特別整理期間は休館日となります。



区立図書館と連携施設の設置状況（●区立図書館、○連携施設）

(2) 図書館の運営状況について

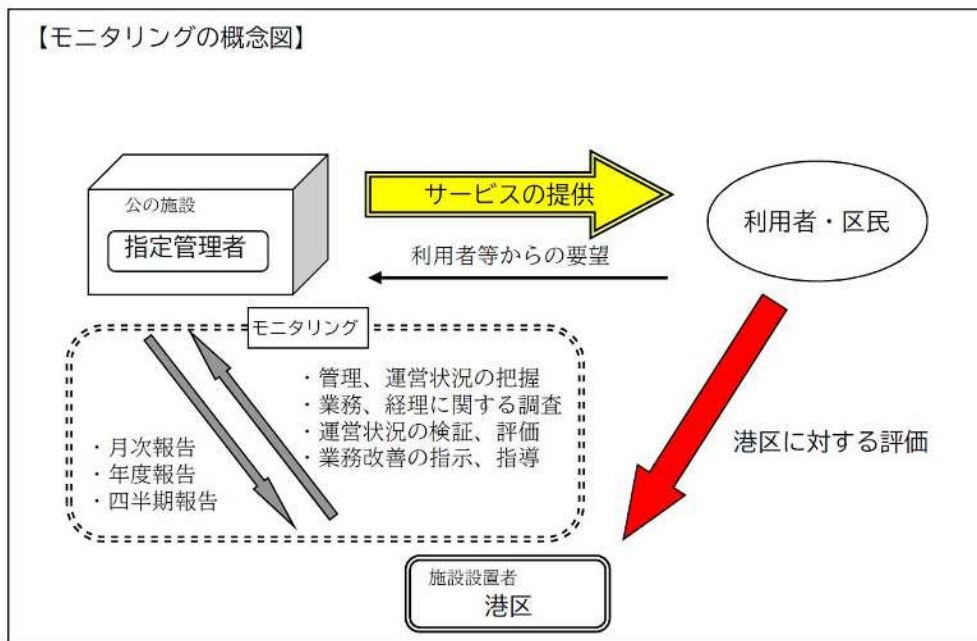
三田・赤坂・高輪・港南の4館は平成21(2009)年4月から、高輪図書館分室は平成23(2011)年12月から、麻布図書館は平成26(2014)年7月から、みなと図書館は令和4(2022)年4月から指定管理者制度を導入しています。また、令和6(2024)年度に開設する台場図書館も指定管理者による管理運営となります。なお、令和4(2022)年度の三田図書館の移転開設に伴い中央館的機能がみなと図書館から三田図書館に移行しています。

毎月開催している図書館長会を通じて情報を共有し、選書を合同で行うことにより質・量ともにバランスの取れた蔵書を構成しています。

各区立図書館では5年間を指定管理期間としており、中間年度に第三者評価を実施しています。

区は、指定管理者が協定書及び事業計画書に従い適正かつ確実なサービスを安定的に提供しているかどうかをモニタリングするとともに、施設の機能・役割が十分に発揮されるよう、責任を果たしていきます。

図書館の指定管理者のモニタリングを適切に実施していくために、司書資格を持つ区の専門職員を配置するほか、区職員が都立図書館等の実施する研修を受講していきます。



出典：指定管理者制度マニュアル（令和5年5月改訂）

(3) 図書館サービスの概要

① 利用状況

令和5（2023）年4月1日現在、区立図書館と連携施設をあわせた利用登録者数は140,243名です。個人登録者のうち港区民は80,547名（全個人登録者中57.4%）となっています。区立図書館の令和4（2022）年度の貸出数は、図書資料が1,928,914点、雑誌が99,142点、視聴覚資料が195,759点です。

連携施設の貸出状況は図書資料が150,816点、雑誌が8,050点、視聴覚資料が10,260点です。連携施設の貸出数は平成30（2018）年度に比べて全体で約5万点増えています。

なお、令和3（2021）年11月から、図書館資料の貸出数量について、図書等については10冊以内から15冊以内に、CDについては3タイトル以内から5タイトル以内に増量しています。

貸出数の推移 (点)

年度	区立図書館				連携施設			
	図書	雑誌	視聴覚	計	図書	雑誌	視聴覚	計
4年度	1,928,914	99,142	195,759	2,223,815	150,816	8,050	10,260	169,126
3年度	1,906,999	102,508	201,976	2,211,483	145,129	6,558	10,561	162,248
2年度	1,613,039	96,818	180,717	1,890,574	109,437	5,322	7,792	122,551
元年度	1,926,155	114,884	241,598	2,282,637	112,087	6,830	10,212	129,129
30年度	1,938,571	119,000	258,689	2,316,260	104,304	6,989	10,513	121,806

出典：港区の教育 令和5年度（2023年度）版 事業概要

個人登録者数の推移

年 度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
個人利用登録者数（人）	114,427	116,851	114,697	114,697	140,243
区民登録者数（人）	(62,934)	(63,925)	(64,514)	(68,533)	(80,547)
区民登録者の割合（%）	55.0	54.7	56.2	59.8	57.4

出典：港区の教育 令和元年度（2019年度）～令和5年度（2023年度）版 事業概要

② 蔵書状況

令和4（2022）年度末の港区立図書館の全所蔵資料数は1,315,937点で、区民一人当たりの蔵書点数は約5点です。3年間で約7万5千点の資料が増加しています。

区立図書館における所蔵資料数の推移 (点)

年度	図書					ダイジー CD	雑誌	視聴覚	計
	一般	ヤング	児童	紙芝居					
4年度	1,176,749	865,316	77,724	227,010	5,945	754	55,166	84,022	1,315,937
3年度	1,155,895	850,971	76,043	222,256	5,893	732	55,578	83,023	1,294,496
2年度	1,130,519	835,055	73,135	215,838	5,774	717	53,655	82,122	1,266,296
元年度	1,107,559	822,076	70,316	208,789	5,689	689	52,646	81,028	1,241,233
30年度	1,084,505	805,358	68,809	203,999	5,654	685	52,365	80,189	1,217,059

出典：港区の教育 令和5年度（2023年度）版 事業概要

③ 電子書籍サービス

令和3（2021）年11月に、利用者が自宅にしながら自分の端末で電子書籍を借りて読むことができるよう、「港区電子図書館」を開設しました。

電子書籍所蔵タイトル数及び貸出数の推移（点）

年 度	所蔵タイトル数	貸出数
4年度	7,626	21,476
3年度	6,864	11,668

④ レファレンスサービス※

何らかの情報を求めている利用者に対して、課題解決のための資料や情報を提供するレファレンスサービス※を行っています。レファレンスサービス※を充実させるため、辞書、百科事典、年鑑、白書、法令、各種統計などの資料をさらに充実させています。特に、相談の多い港区の行政や港区を含む周辺地域の歴史に関しては、東京史や区史、古い住宅地図の情報提供に加え、復刻された古地図などの資料の収集も積極的に行い、レファレンスに活用しています。

⑤ ICT※を活用した情報サービス

資料にICタグ※を貼付しています。ICタグ※により、複数の資料のデータを同時に読み取ることが可能となり、貸出や返却などの迅速化・効率化に役立っています。さらに、各図書館に設置している自動貸出機により、利用者は自ら簡単に貸出手続きができます。また、ICタグ※の電波を感知するセキュリティゲートを設置して、貸出禁止の資料、貸出手続きが終了していない資料の館外持出しを検知することで資料の盗難防止などに効果を上げています。

令和4（2022）年4月に移転開設した三田図書館では、利用者が予約した資料を自ら貸出処理を行うことができる予約資料コーナーを設置したほか、閲覧席等をスマートフォン等のWEBから予約できる座席予約システムを導入しました。

令和5（2023）年までに、全ての区立図書館で公衆無線LAN「Minato City Wi-Fi」への切替えを行い、図書館内の公衆無線LANの使用可能なエリアを拡大しました。

⑥ 図書館利用に障害のある方へのサービス

視覚障害者や小さな字が見えにくい人に対しては、通常の本に比べて活字が大きく読みやすい大活字本、点字絵本、さわる絵本※、拡大読書器などを各図書館で提供しています。そのほかにも視覚障害者や高齢で視力の低下した人に対しては、本や雑誌をカセットテープやCDに録音した録音図書※の貸出や対面朗読サービスを行っています。あわせて対面朗読サービスを行っている音訳ボランティアの協力を得て、朗読会や録音図書※の製作も行っています。

平成24(2012)年度にサピエ※に加入したことにより、録音図書※・点字図書の利用の機会が広がりました。毎年6月ごろには図書館を利用している視覚障害者との利用者懇談会を開催し、視覚障害者の意見を聞くとともに図書館サービスの取組内容について情報提供しています。

聴覚障害者に対しては、筆談器を備え付け、コミュニケーションが図れるようにしています。そのほかにも、字幕付映画会や手話通訳付き朗読会などの行事も行っています。平成26(2014)年7月に開設した麻布図書館の視聴覚室には、高齢者・難聴者向けの集団補聴システム※を取り入れました。

平成24(2012)年度から、図書館への来館が困難な高齢者や障害者並びに区内の高齢者福祉施設の入所者に対して、図書館所蔵の本や雑誌を届ける宅配サービスを実施しています。また、高齢者福祉施設へ直接図書館職員が出向いて朗読会などを行う出張図書館行事を実施しています。令和2(2020)年12月からは、妊産婦、負傷や疾病により外出困難な人を宅配サービスの対象者として追加しました。

平成25(2013)年度から、障害をテーマに書かれた本やDVDのほか、録音図書※、点字図書、布の絵本、点字絵本などを障害者週間※の時期に展示し、障害者への理解を促進するための取組を始めました。

宅配サービス利用登録者数					
年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
宅配サービス 利用登録者数	21	19	54	62	60

出典：港区の教育 令和5年度（2023年度）版 事業概要

⑦ 図書館の行事

区立図書館の利用拡大を図るとともに、優れた文化を広く図書館利用者が共有できる場を提供するため、映画会をはじめ、コンサート、朗読会、講座、講演会などを行っています。

各区立図書館には、視聴覚ホールや視聴覚室など、映画上映の設備があり、毎月映画会を実施しています。

映画会のほか、演奏家によるコンサートによる音楽を楽しむ場の提供やビジネスセミナーなど各種セミナーも実施しています。

なお、令和2（2020）年度における図書館の行事については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、4月から8月まで中止し、9月以降は定員を縮小して実施しました。

図書館行事実績の推移

年度	① おはなし会		② 子ども会		③ 映画会	
	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数
4年度	231	2,637	87	2,912	162	2,655
3年度	166	1,925	56	1,292	131	2,061
2年度	59	579	—	—	77	1,099
元年度	187	3,030	85	2,853	157	4,641
30年度	199	3,512	84	2,715	181	6,485

出典：港区の教育 令和5年度（2023年度）版 事業概要

⑧ 児童サービス・ヤングアダルトサービス※

乳幼児・小学生対象のおはなし会、夏休みやクリスマスなどの季節に応じた子ども会、赤ちゃんと保護者を対象としたブックスタート事業※を行っています。

また、子育て支援として、妊娠中の方やその家族に絵本や出産・育児に関する本の紹介を行う「プレママおはなし会」を行っています。子どもへの活動に関心のある区民を対象に、読み聞かせなどの基本的な技術を学ぶことができる「児童サービスボランティア養成講座」を開催しています。受講者は初中級編・ステップアップ編受講後、実習を経て「港区立図書館児童サービスボランティア」に登録し、各図書館での事業に協力しています。

ヤングアダルトサービス※では、学校をとおして職場体験の受入先として、図書館員が行っている返本作業やPOP※の作成、来館者向けおはなし会を体験する機会を設けています。また、中高生の図書館利用促進を図り、現在の中高生の読書傾向の把握や選書に役立てるため、中高生懇談会を開催しています。

⑨ 図書館間の相互貸借

利用者が見たい資料が区立図書館にないとき、都内の公立図書館から資料を借りることや（相互貸借）、文献の複写など図書館間での相互協力を実施し、図書館同士で資料・情報の提供を行っています。

3 港区の図書館サービスに関する現状と課題

(1) 現状（港区立図書館サービス推進計画前期の取組状況）

①新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う東京都知事の不要不急の外出自粛等の要請を踏まえ、令和2（2020）年3月28日から5月25日まで全区立図書館の完全休館を行いました。

令和3（2021）年度以降も、閲覧席の縮小や講座の定員の制限などの感染拡大防止策を講じながら通常どおり開館してきました。緊急事態宣言期間中は予約図書の無料郵送サービスを実施しました。

②電子図書館サービスの開始

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、区民生活の変化に対応するため、令和3（2021）年11月から、利用者が自宅にいながら自分の端末で電子書籍を借りて読むことができる「港区電子図書館」を開設しました。計画で定めている電子書籍所蔵タイトル数、貸出タイトル数はどちらも大きく目標を上回っております。

③三田図書館の移転、開設

令和4（2022）年4月1日に三田図書館を産業振興センターとの複合施設である札の辻スクエアに移転開設しました。港区立図書館として最大の面積及び最多の蔵書をもつ図書館として、多様な人々の出会いを地域につなげる「出会いと発見にあふれ、未来を拓く『学び』を支える図書館」として運営しています。移転後の三田図書館では、産業振興センターと連携しビジネス関連情報等を提供するほか、自動予約受取サービスや座席予約システムの導入など、新たな取組を行っています。

④全ての区立図書館の指定管理者による運営開始

令和4（2022）年4月1日にみなと図書館の運営が指定管理者となり、高輪図書館分室を含む全ての区立図書館が指定管理者による運営となりました。併せて中央館的機能がみなと図書館から三田図書館に移行しました。

⑤台場図書館の開設準備

区立図書館のない台場地域において図書館サービスを補完する機能を担っていた港区立台場区民センター図書室を、台場コミュニティーぷらざ等の大規模改修工事を機に、令和6（2024）年度から図書館法に基づく図書館に移行します。

多様な学びの機会を提供し生涯学習施設である図書館を核とした台場地域の更なる魅力向上につなげます。

⑥学校、地域の団体や社会教育施設等との連携

学校図書館支援として定期的に学校関係者との情報共有を図っています。子どもの読書活動には学校図書館が大きな役割を果たすことから、区立図書館による支援をより充実させることが必要です。

現在、区立図書館では、大学図書館や専門図書館への紹介、区内の美術館・博物館の文化施設から構成される港区ミュージアムネットワークを通じた連携事業や区内大使館との国際交流事業など、外部組織との連携を図っています。

港区立図書館と連携している区内の専門図書館等の一覧（令和4（2022）年度末時点）

1	（一財）機械振興協会経済研究所／BIC ライブラリ
2	（一財）日本航空協会航空図書館
3	（公財）吉田秀雄記念事業財団アドミュージアム東京ライブラリー
4	（公財）国際文化会館図書室／The International House of Japan Library
5	（公財）三康文化研究所附属三康図書館
6	（公財）日本交通公社旅の図書館/LIBRARY OF TOURISM CULTURE
7	（公財）味の素食の文化センター 「食の文化ライブラリー」
8	カナダ大使館E. H. ノーマン図書館
9	ゲーテ・インスティトゥート東京図書館
10	国立国会図書館支部気象庁図書館
11	慶應義塾大学三田メディアセンター／Keio University Library
12	人権ライブラリー
13	東京海洋大学附属図書館

(2) 港区立図書館サービス推進計画の改定に向けたアンケート調査結果

港区立図書館サービス推進計画の改定に向け、区民等の図書館や読書に関する実態やニーズを把握し、計画改定や今後の区の図書館サービスに関する施策や事業を推進する際の基礎資料として活用することを目的として、「港区立図書館サービス推進計画の改定に向けたアンケート調査」を実施しました。

本アンケート調査をはじめ、関連調査の結果等踏まえ、港区の図書館サービスに関する現状と課題を整理しました。

港区立図書館サービス推進計画の改定に向けたアンケート調査の実施概要

○調査対象

- ①区民向け調査 18歳以上の区民1,500名（うち120名は外国人）
※外国人の人数は港区の総人口に占める外国人の割合に合わせた
- ②港区内に通勤する人600名、港区内に在住する人600名
- ③0歳～小学校4年生の子どもの保護者1,000名（うち80名は外国人）
- ④小学校5年生～高校3年生相当の子ども本人1,000名（うち80名は外国人）
- ⑤小学校5年生～高校3年生相当の子どもの保護者1,000名（うち80名は外国人）
※③～⑤の外国人の人数は港区の総人口に占める外国人の割合に合わせた
- ⑥区立小学校5年生1,534人、区立中学校2年生692人
- ⑦港区立図書館6館1分室の来館者

○抽出方法

- ①住民基本台帳から無作為に抽出
- ②港区内在勤者、港区内在住者
- ③～⑤住民基本台帳から無作為に抽出※④⑤は同世帯
- ⑥区立小学校5年生（19校48学級）、区立中学校2年生（10校24学級）

○調査方法

- ①郵送配付、郵送・インターネット回収
- ②インターネットモニター調査
- ③～⑤郵送配付、郵送・インターネット回収
- ⑥学校を通じた配布及び回収（学校配布のタブレットを用いてインターネットにより回収）
- ⑦各図書館（室）における配布・回収

○調査期間

- ①令和4（2022）年11月11日（金）～12月14日（水）
- ②令和4（2022）年11月25日（月）～12月2日（金）
- ③～⑤令和4（2022）年11月11日（金）～12月14日（水）
- ⑥令和4（2022）年11月9日（水）～12月4日（日）
- ⑦令和4（2022）年11月11日（金）～11月27日（日）

○有効回収率

- ①30.4%（回収数：456件　うち郵送314件、インターネット142件）
- ②モニター調査は、在勤者600件、在住者600件を回収
- ③34.3%（回収数：343件　うち郵送186件、インターネット157件）
- ④17.6%（回収数：176件　うち郵送112件、インターネット64件）
- ⑤20.3%（回収数：203件　うち郵送123件、インターネット80件）
- ⑥区立小学校5年生84.8%（1,301件）、区立中学校2年生90.0%（623件）
- ⑦全体で1,394件

①区立図書館の利用状況

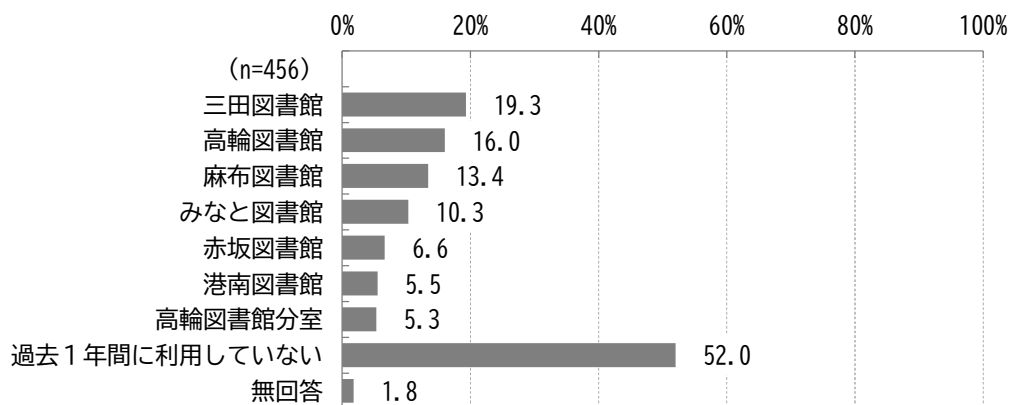
過去1年間で港区立図書館を利用した区民の割合は47.0%となっています。

利用がある館については、「三田図書館」(19.3%)が最も高く、次いで「高輪図書館」(16.0%)、「麻布図書館」(13.4%)となっています。

また、コロナ禍では、年代別にみると、「50～59歳」～「70歳以上」の区民が図書館利用を控えていたことがうかがえます。

過去1年間の港区立図書館の利用状況

【郵送調査（区民）】



出典：港区（令和4年度）「港区立図書館サービス推進計画の改定に向けたアンケート調査報告書」

コロナ禍での行動変容

【郵送調査（区民）】

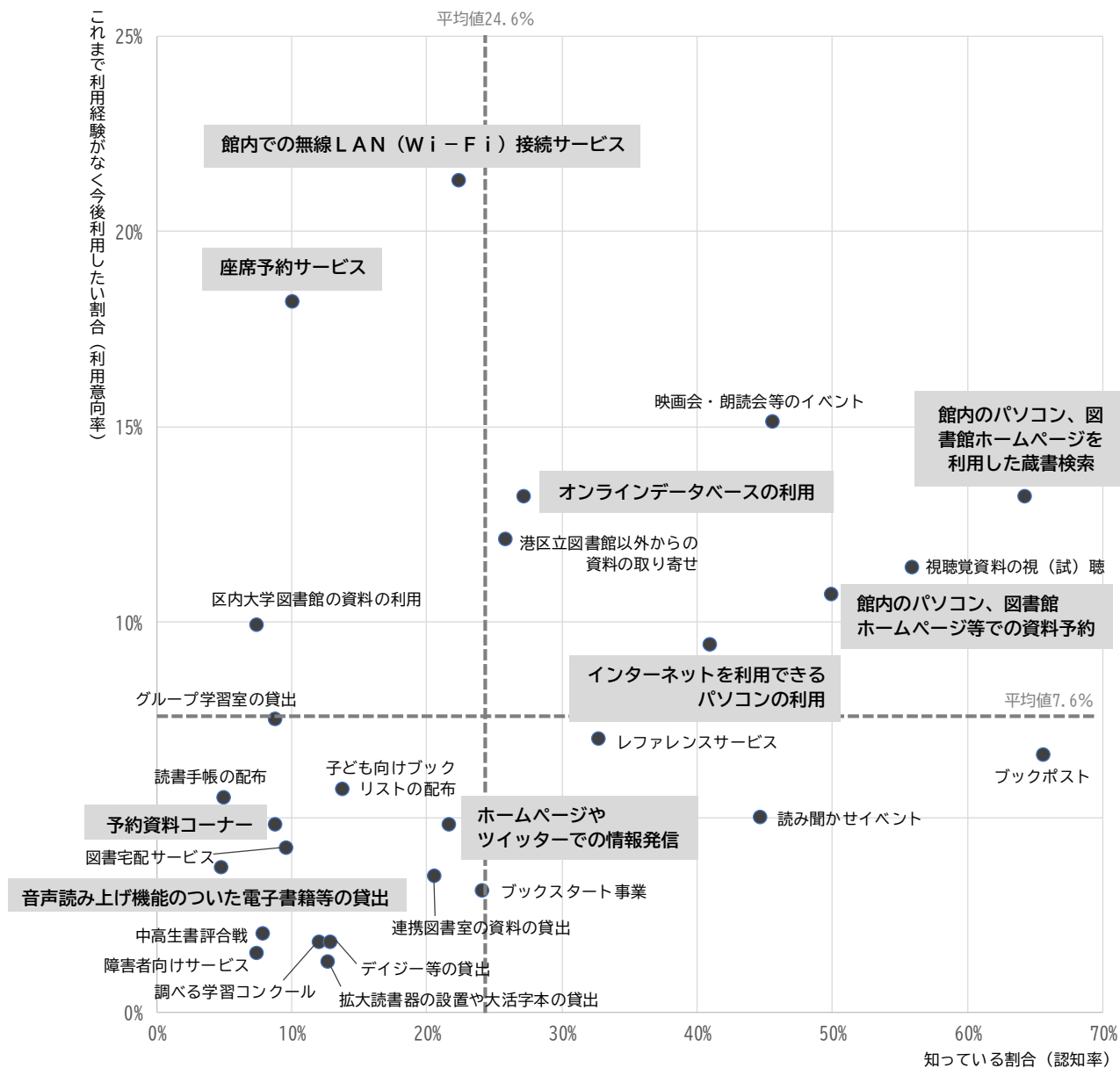
過去1年間に港区立図書館を利用しなかった人の内、「新型コロナウイルス感染症の影響により来館を控えた」人の割合	内、年代別の割合				
	n	%		n	%
郵送調査（区民）	237	22.8	18～29歳	18	5.6
			30～39歳	31	9.7
			40～49歳	55	18.2
			50～59歳	53	30.2
			60～69歳	36	33.3
			70歳以上	42	28.6

出典：港区（令和4年度）「港区立図書館サービス推進計画の改定に向けたアンケート調査報告書」

② ICT※を活用したサービスのニーズ

これまで利用経験がなく今後利用したいサービスとして、区民（郵送調査）では「館内での無線LAN（Wi-Fi）接続サービス」「座席予約サービス（三田図書館のみ）」「館内のパソコン、図書館ホームページを利用した蔵書検索」等が上位に挙げられており、ICT※関連サービスへの潜在的なニーズはあると考えられます。

ICT※関連サービスについて知っている割合・これまで利用経験がなく今後利用したい割合
【郵送調査（区民）】



出典：港区（令和4年度）「港区立図書館サービス推進計画の改定に向けたアンケート調査報告書」

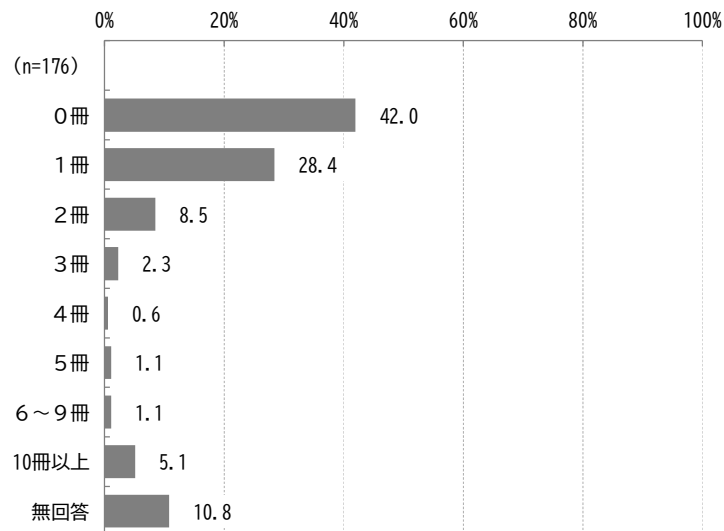
※網掛けは、ICT※関連サービス。

③子どもの読書活動

子どもの読書習慣について、1週間の読書量をみると、「0冊」が42.0%と最も高く、次いで「1冊」が28.4%となっています。

また、前回調査と比較すると、「0冊」が31.8%から10.2ポイント高くなっています。

1週間の読書量【小学校5年生～高校3年生相当（本人）調査】

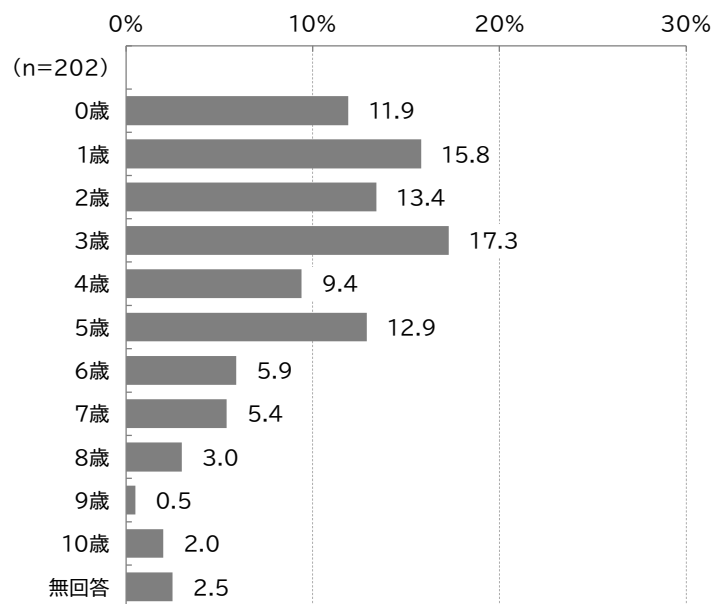


出典：港区（令和4年度）「港区立図書館サービス推進計画の改定に向けたアンケート調査報告書」

④子どものインターネット利用状況

子どもがインターネットに初めて接した年齢をきいたところ、「3歳」が17.3%と最も高く、次いで「1歳」が15.8%、「2歳」が13.4%となっています。

子どもがインターネットに接し始めた時期【0歳～小学校4年生（保護者）調査】



出典：港区（令和4年度）「港区立図書館サービス推進計画の改定に向けたアンケート調査報告書」

⑤港区立図書館の利用促進に求められるサービス

子どもが今以上に港区立図書館を利用するために、「身近なところで本の貸出・返却ができる」「子どものニーズに応じた本を所蔵する」「子どもや親子連れだけが利用できるフロアやスペースをつくる」「居心地のよい環境をつくる」等のサービスをより重視することが求められます。

港区立図書館の利用促進に求められるサービス

【0歳～小学校4年生（保護者）、小学校5年生～高校3年生相当（保護者）調査】

（単位：％）

	n	身近なところで本の貸出・返却ができる	子どものニーズに応じた本を所蔵する	子どもや親子連れだけが利用できるフロアやスペースをつくる	家庭では購入しにくい本を貸し出す	子ども向けのイベントが分かりやすく情報発信される
郵送調査（0歳～小4（保護者））	343	48.7	41.1	40.8	37.6	37.0
郵送調査（小5～高3相当（保護者））	203	45.8	43.8	23.6	33.0	16.3

	n	子どもの関心に応じて本をすすめる	居心地のよい環境をつくる	話題の本を購入し、貸し出す	子どもの調べものや勉強に役立つ本や情報をすすめる	子どもが読書に親しむ取組を行う
郵送調査（0歳～小4（保護者））	343	33.8	33.5	32.9	28.3	26.5
郵送調査（小5～高3相当（保護者））	203	22.7	39.9	36.0	37.4	21.2

出典：港区（令和4年度）「港区立図書館サービス推進計画の改定に向けたアンケート調査報告書」

⑥電子書籍サービスの認知度、利用状況

港区立図書館の電子書籍サービスの認知率（※）は、区民（郵送調査）等では10%台半ば～20%台後半、来館者でも約6割にとどまり、今後、さらなる浸透が求められます。利用経験率（※）は、どの調査結果でも1割未満にとどまり、十分に利用されていません。利用意向率（※）については、区民（郵送調査）、0歳～小学校4年生（保護者）、小学校5年生～高校3年生相当では6割を超えており、関心が高くなっています。

区民（郵送調査）では、年齢別に見ると、70歳以上は認知度が高いものの利用意向率は低く、他の年齢層では認知度は低いが、利用意向率は高い傾向にあります。

電子書籍サービスで利用したい分野は、「実用書（家庭、ビジネス、旅行ガイド等）」「小説・エッセイ」が高くなっています。

※認知率：「知っており、利用したことがある」＋「知っており、利用したいと思う」＋「知っているが、利用したいと思わない」

※利用経験率：「知っており、利用したことがある」

※利用意向率：「知っており、利用したいと思う」＋「知らなかったが、利用したいと思う」

電子書籍の認知度、利用状況

（単位：％）

		n	認知率	利用経験率	利用意向率
郵送調査（区民）	全体	456	17.1	3.3	66.2
	18～29歳	35	8.7	2.9	71.5
	30～39歳	65	13.8	7.7	75.3
	40～49歳	108	18.5	3.7	75.0
	50～59歳	100	13.0	1.0	77.0
	60～69歳	62	16.2	6.5	50.0
	70歳以上	83	26.5	0.0	44.5
郵送調査（0歳～小4（保護者））		343	27.1	6.4	76.1
郵送調査（小5～高3相当（本人））		176	19.3	6.8	60.8
来館者	全体	1,394	58.1	13.8	48.4
	18～29歳	84	35.7	6.0	65.5
	30～39歳	92	66.3	25.0	53.3
	40～49歳	242	69.8	21.5	48.8
	50～59歳	356	62.1	14.9	55.6
	60～69歳	297	60.3	13.1	48.8
	70歳以上	309	47.6	6.1	34.6

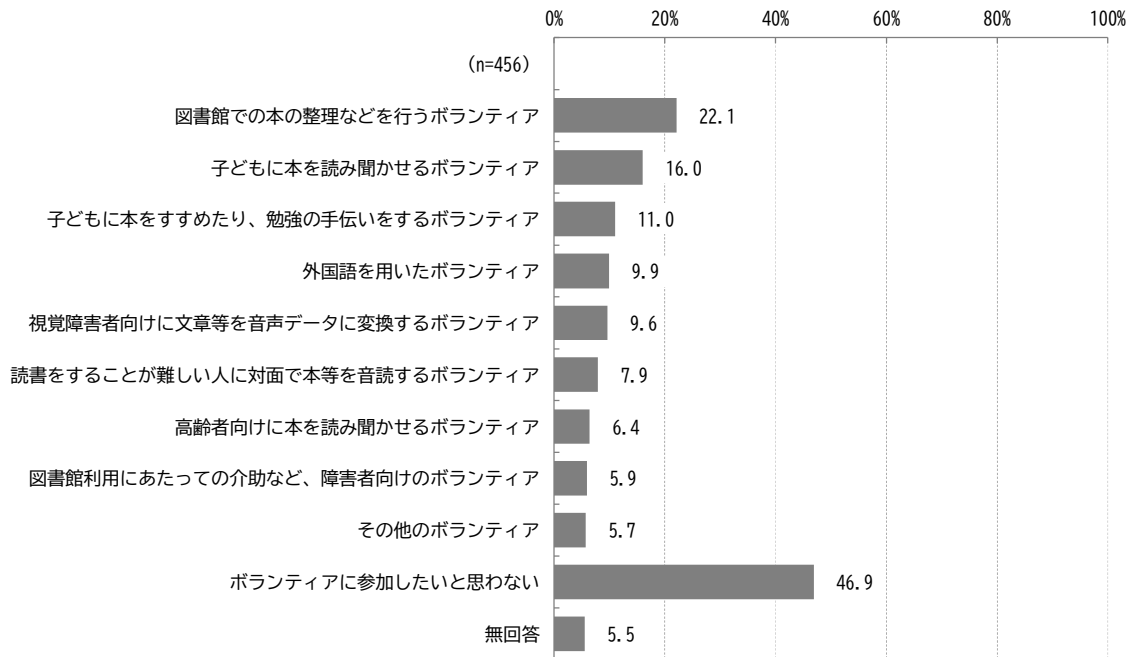
出典：港区（令和4年度）「港区立図書館サービス推進計画の改定に向けたアンケート調査報告書」

⑦図書館運営への参画意向

図書館でなんらかのボランティア活動に参加したいと思う区民は47.6%となっています。また、在勤者では33.0%となっています。

港区立図書館で参加したいと思うボランティア

【郵送調査（区民）】



出典：港区（令和4年度）「港区立図書館サービス推進計画の改定に向けたアンケート調査報告書」

(3) 港区の図書館サービスにおける課題

①あらゆる人々の学びを支える資料や環境の充実とサービスの提供

- ・これまで利用経験がなく今後利用したいサービスとして、「館内での無線LAN（Wi-Fi）接続サービス」、「（三田図書館のみ）座席予約サービス」などのICT*関連サービスが多く挙げられており、ICT*を活用した図書館サービスの充実が求められています。

②子どもから成人に至るステップに応じた読書活動の推進

- ・高校生世代で不読率が高い状態が続いていることもあり、国は「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の基本方針で、不読率の低減を掲げています。そのため、乳幼児から高校生の年代に至るまで、年齢に応じた読書活動を支援していく必要があります。
- ・アンケート調査の結果によると、子どもが今以上に港区立図書館を利用するために、「身近なところで本の貸出・返却ができる」「子どものニーズに応じた本を所蔵する」等のサービスをより重視することが求められています。
- ・インターネットの利用開始時期が低年齢化してきており、また、AI*を活用したデジタル技術が身近になってきています。様々な状況から自らに必要な知識や情報を取捨選択できるようになることが重要となっています。図書館が学校教育との連携を一層強化して情報リテラシーを育むことが必要です。

③あらゆる人が読書を楽しむための利便性の向上

- ・港区立図書館が図書館資料の閲覧や貸出以外の様々な図書館サービスを提供していることが認知されていないので、積極的な周知が必要です。
- ・港区立図書館の電子書籍サービスについて、認知率と利用経験率はどちらも低い一方で利用意向率は高いため、今後はさらなる周知が求められます。
- ・電子書籍は音声読み上げや文字の拡大・色の調整等が容易にでき、視覚障害者等の読書環境の整備にもつながります。デイジー*図書や点字図書、電子書籍サービスのコンテンツを充実させるとともに情報発信を行い、読書バリアフリーを進めていく必要があります。
- ・一般向けに販売されている電子書籍は増加している一方で、図書館向けに著作権処理され、電子図書館で購入できるコンテンツ数は少ない状況です。電子図書館の中には、貸出期間や回数が制限されている期限付きのコンテンツも多くあります。今後の図書館資料の収集に当たっては、こうした特性を踏まえながら資料を収集していく必要があります。

④多様な主体との連携による図書館資料の活用と事業の展開

- ・学校や企業、他の社会教育施設が多数集積していることから、連携することで港区ならではのサービスにつなげていくことが必要です。
- ・読書活動、図書館活用を推進するため、ボランティアを継続して育成し、活動を支援すること必要です。

港区立郷土歴史館



区民の貴重な財産である港区の文化財を次世代に継承し、自然、歴史、文化をとおして、港区を探求し交流する拠点として、旧公衆衛生院の建物を活用した郷土歴史館を運営しています。



開館時間：日曜日～金曜日及び祝日（土曜日を除く） 午前9時から午後5時まで

土曜日 午前9時から午後8時まで

休館日：第3木曜日、年末年始、特別整理期間等

展示については、次の3つの展示を基本とします。

①常設展示

常設で行う展示は、港区のあらましを紹介する「ガイダンス展示」、港区の自然、歴史、文化に関する特徴的なテーマによって構成される「テーマ展示」を基本として組み立てます。

また、港区の自然、歴史、文化を体験・体感しながら学芸員との交流を楽しむ「コミュニケーションルーム」を展開します。



②特別展示

特別展示は、港区の自然・歴史・文化に関わるテーマを中心に、期間を定めて、独立した空間で実施します。

③ネットワーク展示

港区内には、大学や博物館などの文化・教育施設が多く、区内の博物館・美術館との情報交換・交流をしているミュージアムネットワークを立ち上げています。さらに、近年では様々な区有施設が港区の自然・歴史・文化を紹介する機会と場を設けています。郷土歴史館では、こうしたネットワークを生かし、連携した展示を展開していきます。

第3章 図書館サービスの推進

港区立図書館サービス推進計画とSDGsとの関係

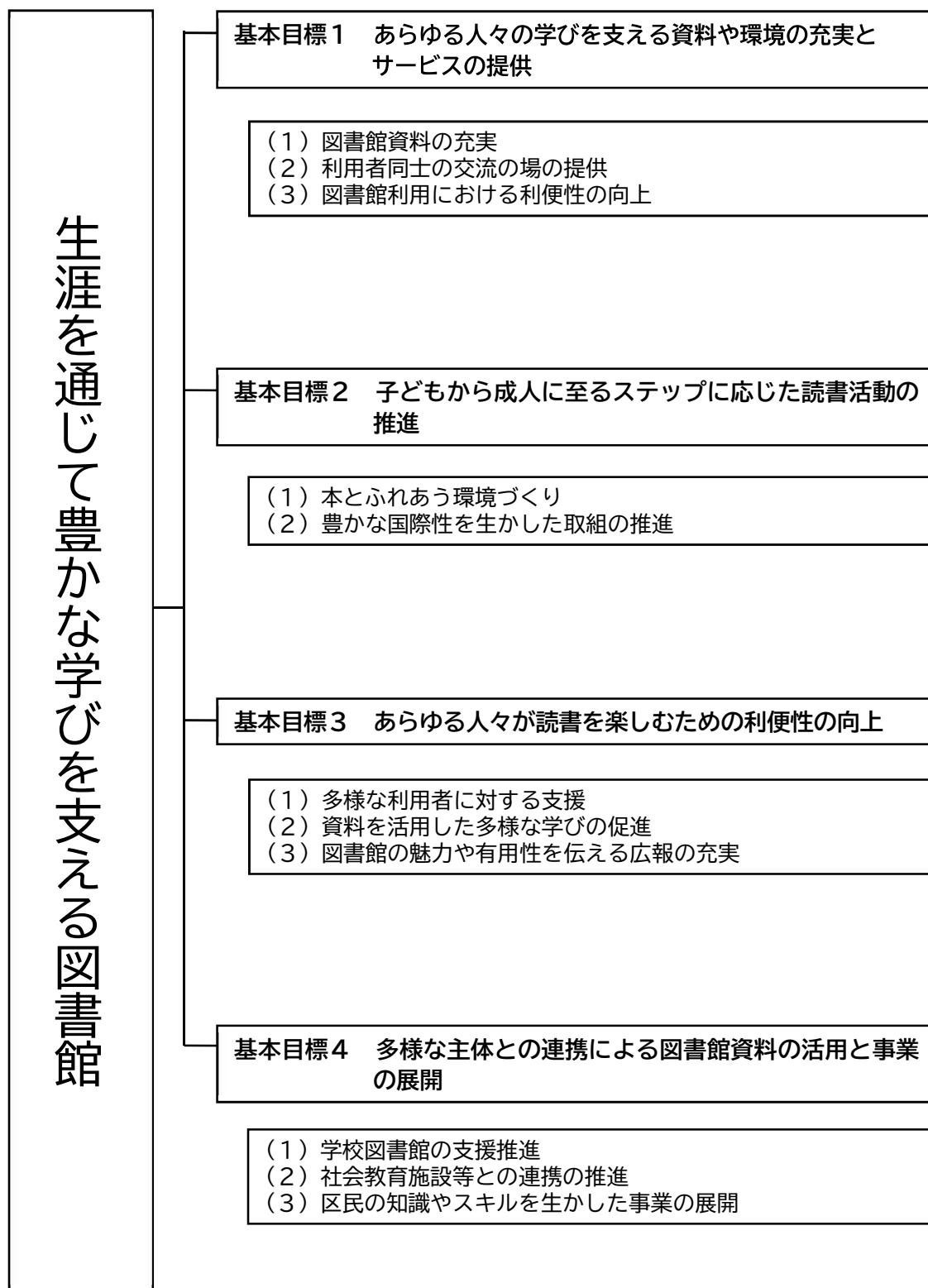
SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された令和 12（2030）年までに持続可能でより良い世界をめざす国際目標です。17 のゴール（下図参照）と 169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っており、普遍的なものとして全ての国で取組が進められています。

SDGs が掲げる「誰一人取り残されない」社会の実現に向けて、国や地方自治体、企業、教育・研究機関、NPO など、様々な主体により積極的な取組が展開されています。SDGs が掲げる目標や方向性は地域課題の解決に資するものであることから、区は、港区立図書館サービス推進計画において、施策体系の大きな柱である基本目標と SDGs との関連を明らかにし、SDGs の目標を踏まえて区立図書館サービスに関する施策を推進していきます。



1 計画の全体像

第1章で示した「めざすべき姿」を実現するため、同章の「改定の方向性」及び第2章「現状と課題」を踏まえ、次のとおり、計画を展開します。



2 基本目標と施策の展開

めざすべき姿を実現するための施策展開の方向性として、4つの基本目標を掲げ、施策を推進していきます。

今回の改定に伴い新たに取り組むものを新規取組、特に重点的に取り組むべきものを重点取組、内容を充実する事業を拡充する取組と位置付け、それぞれ【新規】【重点】【拡充】と表示しています。【重点】のうち、取組目標と成果指標が明示できる取組には年次計画を設けています。

基本目標1 あらゆる人々の学びを支える資料や環境の充実とサービスの提供			
施策	事業	新規 重点 拡充	頁
(1) 図書館資料の充実	① 多様な方法による資料の提供		38
	② 郷土・行政資料の充実		39
	③ 外国語資料の収集と活用		39
	④ あらゆる人の学びを支える幅広い資料の収集	重点	40
(2) 利用者同士の交流の場の提供	① 利用者同士が交流できるスペースの工夫		41
	② 利用者同士の交流の機会となる事業の実施		41
(3) 図書館利用における利便性の向上	① 資料の受取及び返却方法の拡充	拡充	42
	② 閲覧スペースの充実と座席予約システムの拡充		42
	③ ICT※を活用した利便性の向上	新規	42
基本目標2 子どもから成人に至るステップに応じた読書活動の推進			
施策	事業	新規 重点 拡充	頁
(1) 本とふれあう環境づくり	① ブックスタート事業※の推進	拡充	43
	② 年齢に応じた図書の推薦		43
	③ 親子で楽しむ取組の推進	拡充	43
	④ 小学生・中学生・高校生の各年代を対象にした取組の推進	拡充	44
	⑤ 異なる年齢の子どもたちの本を通じた交流の促進		44
	⑥ 子どもたちが居心地よく過ごすための環境づくり		44
	⑦ インターネットを活用した事業の実施		44
(2) 豊かな国際性を生かした取組の推進	① 外国語資料を用いた読み聞かせの実施		45
	② 国際理解・異文化理解の取組の推進		45

基本目標3 あらゆる人々が読書を楽しむための利便性の向上

施策	事業	新規重点 点拡充	頁
(1)多様な利用者に対する支援	① 電子書籍サービスの活用	重点	46
	② 区の資料のデジタル化と港区電子図書館での公開		46
	③ 来館困難な利用者への資料提供		47
	④ 図書館利用に障害のある方への読書支援		47
	⑤ 福祉施設や医療機関への団体貸出の利用促進		47
	⑥ 図書館利用のアクセシビリティの向上	拡充	47
(2)資料を活用した多様な学びの促進	① ビジネス支援のための情報提供の充実	拡充	48
	② レファレンスサービス※(調べもの相談)の充実	拡充	48
	③ 講座・講演会などの実施	拡充	48
	④ 資料を活用した展示の実施		48
(3)図書館の魅力や有用性を伝える広報の充実	① 図書館の魅力や有用性を伝える広報活動の強化		49
	② ICT※の活用による情報発信の充実	拡充	49

基本目標4 多様な主体との連携による図書館資料の活用と事業の展開

施策	事業	新規重点 点拡充	頁
(1)学校図書館の支援推進	① 学校図書館との情報交換の促進		50
	② 調べ学習の支援	重点	50
	③ 授業カリキュラムに応じた支援の実施		51
	④ 障害に対応した読書支援		51
(2)社会教育施設等との連携の推進	① 専門図書館・大学図書館とのネットワーク化の推進	拡充	52
	② 幼稚園・保育園等子ども関連施設への支援		52
	③ 郷土歴史館・みなと科学館との連携事業の実施		52
	④ 地域活動との連携の推進		52
	⑤ 大使館との連携事業の実施		53
	⑥ 企業等との連携	拡充	53
(3)区民の知識やスキルを生かした事業の展開	① ボランティアの育成		53
	② 区民の知識や能力を生かした図書館サービスの展開		53

基本目標1 あらゆる人々の学びを支える資料や環境の充実とサービスの提供

生涯を通じた学びの機会を提供するため、地域特性を踏まえた資料を収集するとともに、閲覧スペースの充実など勉強・仕事・調べ物や交流をする場所としてのサービスの提供を行います。また、スマートフォン等で図書館カードを表示できるようにするなどICT※を積極的に活用した取組を推進し、利用者の利便性の向上を図ります。

■SDGsのゴールとの関係



施策（1）図書館資料の充実

■SDGsのゴールとの関係



利用者の学びたいという思いに十分に応えることができるよう、資料の充実に努めます。基本的な資料だけではなく、外国語資料、各地区の地域性を考慮した特色ある蔵書構成、さらに新しい形態の資料など、幅広い資料の収集を進め、利用者の多様なニーズに応えていきます。

①多様な方法による資料の提供

書籍・雑誌・新聞等の印刷資料、CD・DVD等の視聴覚資料、オンラインデータベース・電子書籍・電子雑誌・音楽や映像の配信等、図書館資料の提供方法が多様化しています。社会情勢を踏まえ、それぞれの提供方法がもたらすメリット、デメリットを見極めた上で、更なるサービスの拡充について検討します。

コラム

電子書籍と紙の本



電子書籍と紙の本は、以下のようなメリット、デメリットがあります。
港区立図書館では、これらの特性を踏まえ、引き続き、多様な資料を収集していきます。

	電子書籍	紙の本
メリット	◆スマホやタブレット等で、時間や場所にかかわらずいつでもどこでも資料を借りることができ、読むことができる。 ◆返却手続きが不要である。 ◆音声読み上げができる。 ◆文字の拡大・色の調整等ができる。 ◆劣化や紛失、汚破損のリスクがない。 ◆図書館での保管場所が不要である。	◆タイトル数が多い。 ◆表紙や帯等に興味が湧き、新たな本と出会う場合もある。 ◆特定のページを開きやすい。
デメリット	◆図書館向けに電子化された資料が少ない。 ◆ライセンス購入となるため、図書館の資産にはならない。	◆図書館での貸出や返却の手続きが必要である。 ◆劣化や紛失、汚破損のリスクがある。 ◆図書館での保管場所が必要である。

②郷土・行政資料の充実

港区に関する郷土資料や行政資料を収集し、利用者の学びを支える情報の提供を行います。また、収集した資料の展示やインターネットの活用により、港区の歴史や文化に関する情報を積極的に発信していきます。

③外国語資料の収集と活用

外国人が多く生活する地域特性(令和5(2023)年6月現在、20,659人、区人口の7.8%)を踏まえ、区立図書館が外国人にも活用されるよう、電子書籍も含めた外国語資料の収集を行います。令和5(2023)年4月現在、約20言語の資料を所蔵しています。

また、外国語の絵本の読み聞かせや外国語資料の多読[※]等による学習機会の提供、国際理解推進など外国語資料を幅広く活用していきます。

④あらゆる人の学びを支える幅広い資料の収集

重点

区立図書館では、区民の日常生活や課題解決に役立つ資料の充実に努めています。「港区立図書館資料収集方針」に則り、特定の図書を数多く収集するのではなく、質・量ともにバランスが取れた蔵書構成を図りながら、時代とともに変化する様々なニーズに対応した、体系的で幅広い資料の収集を進めます。

年少人口が増加している地域や外国人在住者が多い地域、高齢者人口が増加している地域やビジネス街など、地域の特性を踏まえた個性ある蔵書の実現に取り組みます。

令和6（2024）年4月に開設の台場図書館では、台場地域の魅力を発信していくための資料を収集していきます。

重点収集分野

三田図書館	地域・行政資料、ビジネス支援図書、ヤング等
みなと図書館	自然科学、視聴覚資料、語学学習資料（多読※）等
麻布図書館	児童、外国語資料、演劇・映画等
赤坂図書館	広告、デザイン、外国語資料等
高輪図書館	医学・薬学、家政学・生活科学等
港南図書館	家政学・生活科学、海洋学等
台場図書館	海洋学（環境）、台場地域関連資料等

		現状	後期3年間		
		令和5年度末 （見込）	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
取組 目標	所蔵資料数	1,330,000	1,345,000	1,360,000	1,375,000
成果 指標	蔵書に満足している 利用者の割合	85%	85%	85%	90%

コラム

図書館の役割

図書館法では、「「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設」と定められています。

「資料の収集」に関しては、特定の図書を数多く収集するのではなく、郷土資料・行政資料や区民等の多様な要求に対応するための幅広い分野の様々な資料を収集することが求められます。また、図書館が収集した資料は公共の財産として、適切に保存する責任を有しており、利用者に対しても適切な利用を求めています。



施策（２）利用者同士の交流の場の提供

■SDGsのゴールとの関係



資料を通じて学び、知識を広げることに加えて、資料を介して利用者同士が交流し、情報を交換・共有する機会を提供します。また、利用者同士が交流しやすい環境づくりについて検討していきます。

①利用者同士が交流できるスペースの工夫

子どもたちが区立図書館の資料を利用し、話し合いながら学ぶことができるスペースや、子育て世代、高齢者、在勤者等がグループで利用できるスペースなど、既存の環境を工夫し、利用者が交流しながら利用できる環境づくりを検討します。

②利用者同士の交流の機会となる事業の実施

おはなし会や読書会を通じて子どもや保護者同士の交流ができる機会やビジネス関連の事業で同業種・異業種で交流ができる機会をつくるなど、利用者同士の交流を促進し、図書館でのコミュニティづくりを進めます。

施策（３）図書館利用における利便性の向上

■SDGsのゴールとの関係



多くの人にとって利用しやすい区立図書館をめざし、資料の受取や返却方法の拡充やICT※の活用により利便性の向上を図ります。さらに、資料を借りるだけではなく、多様な図書館の利用方法に対応していけるよう、設備やスペースの在り方について実現可能性を踏まえ検討します。

①資料の受取及び返却方法の拡充

拡充

利用者が、より身近なところで本の貸出・返却ができるようにすることで、利用者の利便性の向上に繋がります。

ブックポストの増設や予約資料の受取ができる区有施設の拡充を検討します。また、区民向けに、利用者の配送料金の自己負担により予約資料を自宅に配送するサービスを実施します。配送に合わせて、図書館のイベントや電子書籍サービスなどの案内を同封することで、多様な図書館サービスの利用を促します。

連携している 区有施設	男女平等参画センター図書資料室、青山生涯学習館図書室、 郷土歴史館図書室
ブックポストの 設置場所	生涯学習センター入口、みなとパーク芝浦入口、 芝浦港南区民センター入口、郷土歴史館南エントランス

②閲覧スペースの充実と座席予約システムの拡充

三田図書館では、利用者が事前にWEBで座席を予約することで、来館と同時に座席を利用できる座席予約システムを導入しています。三田図書館以外の図書館では、既存の環境を工夫しながら多様な利用に対応できる閲覧スペースを確保するとともに、座席予約システムの拡充について検討します。

③ICT※を活用した利便性の向上

新規

令和6（2024）年度に更新予定の新たな図書館システムで、図書館カードのカードレス化に対応します。利用者のスマートフォン等から図書館システムにログインし、図書館カード番号のバーコードを表示することにより図書館カードを提示することなく図書館資料の貸出をできるようにします。引き続き利用者の利便性の向上につながるICT※の活用を推進します。

基本目標2 子どもから成人に至るステップに応じた読書活動の推進

乳幼児期における読書活動の支援から学校教育と連携した情報リテラシーの育成、SNS※を活用したおすすめ本の発信など中高生対象の読書の関心を高めるための取組を実施し、子どもから成人に至るステップに応じたサービスを充実します。

■SDGsのゴールとの関係



施策（１）本とふれあう環境づくり

■SDGsのゴールとの関係



子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠かすことのできないものです。

乳幼児から高校生の年代に至るまで、年齢に応じた読書活動を支援し、誰もが本を手に取り、楽しむことのできる環境づくりに取り組みます。

①ブックスタート事業※の推進

拡充

0歳児とその保護者を対象に、絵本を読む楽しさや読み聞かせの大切さ、子育て期の図書館の活用方法などを伝え、良書と言われる絵本を手渡すことにより子どもの読書活動の第一歩を支援します。

また、乳幼児（0歳児～3歳児）のいる家庭において質の高い読書ができるように、絵本に親しむための取組の充実を図ります。

②年齢に応じた図書の推薦

子どもの読書活動を支えるため、年代別に区立図書館がおすすめする本としてブックリストを毎年作成し配布するとともに、ホームページにも掲載しています。この取組を継続するとともに、来館者におすすめ図書を手に取ってもらえるよう効果的な展示を行います。さらに、区立図書館で読書に関する相談（レファレンスサービス※）ができることを周知し、子どもの本選びや調べ学習の手助けを行います。

③親子で楽しむ取組の推進

拡充

0歳児から参加できるおはなし会や図書に触れるきっかけとなる人形劇や音楽会、工作会など子どもが保護者とともに楽しむプログラムを実施します。また、家庭での読書環境づくりを進めるため、「保護者向け読み聞かせ講座」の開催や読書手帳の配布により、「家読（うちどく）※」を支援します。新たに乳幼児の保護者向けアンケートを実施し、保護者の意見を図書館サービスに反映していきます。

④小学生・中学生・高校生の各年代を対象にした取組の推進

拡充

小学生を対象に、おはなし会の開催のほか、体験型の学習講座を実施します。中学生・高校生には、おすすめの本を紹介しあう書評合戦やSNS※を活用した発信、懇談会の開催、事業の協働企画など、それぞれの年代に合わせた読書活動を推進していきます。また、新たに実施する子ども向けのアンケートや懇談会で子どもの意見を丁寧に聴取することにより、不読率の低減に向け、子どもの意見を図書館サービスに反映していきます。

⑤異なる年齢の子どもたちの本を通じた交流の促進

図書館員体験として、小中高生が図書館資料の展示やPOP※を作成し、同じ世代や年下の子どものために本を薦める機会の創出や中高生のボランティアグループによるおはなし会や事業を実施します。また、春のこども読書週間、秋の読書週間、夏休みや冬休みに幅広い年齢層が参加しやすい事業を実施することで、本を通じた子どもたちの交流を促進します。

⑥子どもたちが居心地よく過ごすための環境づくり

乳幼児期の親子が気軽に絵本に親しむため、また、小中高生向けに読書力・学習力の向上を図る支援を行うため、子どもを対象とした図書館である高輪図書館分室を設置しています。三田図書館や麻布図書館には子ども向けの専用フロアを設けており、また、三田図書館には、子どもたちが話し合いながら学ぶことができるグループ学習室を設けています。引き続き、全ての区立図書館で、子どもたちが安心して過ごすことのできる居場所を提供していきます。

⑦インターネットを活用した事業の実施

おはなし会、読み聞かせ講座、ビブリオバトル※などの事業については、インターネットを活用することで、図書館に来館せずに、自宅や学校からも参加できるよう取り組みます。

施策（２）豊かな国際性を生かした取組の推進

■SDGsのゴールとの関係



外国人児童・生徒が多く住んでいることを踏まえ、外国語資料を活用した読み聞かせや展示を行うことで、日本人の子どものみではなく、様々な国籍の子どもたちが外国語や外国の文化・歴史に触れる機会をつくれます。あわせて、日本文化についても知る機会をつくれます。

①外国語資料を用いた読み聞かせの実施

外国語資料を活用し、絵本の読み聞かせや世界の昔話や民話、物語のおはなし会を実施します。外国人児童・生徒への母語での読み聞かせや国籍の異なる子どもたちが日本や世界の文化・歴史に触れながら交流できる機会を創出します。

②国際理解・異文化理解の取組の推進

社会情勢や外国の言語・文化、日本の伝統・文化を学び、国際理解・異文化理解につながるような、資料を収集するとともに、多様な子どもの関心を促す資料展示、講演会や体験会を開催します。

基本目標3 あらゆる人々が読書を楽しむための利便性の向上

読書に困難さのある人も含め、あらゆる人々が読書を楽しめるよう港区電子図書館に関する情報発信やコンテンツを充実させるとともに、郷土資料等の電子化を進めます。また、講座・講演会のオンラインによる実施など図書館に来館することが難しい利用者に対するサービスを充実します。

■SDGsのゴールとの関係



施策（１）多様な利用者に対する支援

■SDGsのゴールとの関係



年齢や障害の有無にかかわらず誰もが読書を楽しみ、求めている知識や情報を得ることができるよう、利便性の向上に取り組んでいきます。施設のバリアフリー化だけでなく、職員の接遇や館内サイン等においても障害や言語の違いに配慮していきます。

①電子書籍サービスの活用

重点

電子書籍サービスの活用により時間や場所にかかわらず資料の貸出・返却ができることで、利便性の向上が期待されます。また、音声読み上げや、文字の拡大・色の調節等が容易になり読書バリアフリーにもつながります。

電子書籍が効率的に活用され貸出数が増えるよう、貸出状況を分析し、利用者ニーズを踏まえ電子書籍のタイトル数を増加するなどコンテンツを充実します。

また、電子書籍の特色を紹介するちらしやコンテンツの特集ページ作成等資料の紹介を行い、積極的に電子書籍サービスを周知します。

		現状	後期3年間		
		令和5年度末 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
取組目標	電子書籍所蔵タイトル数	7,500	8,000	9,000	10,000
成果指標	電子書籍貸出数	25,000	30,000	35,000	40,000

②区の資料のデジタル化と港区電子図書館での公開

資料のデジタル化は、貴重本の保管にも有効な方法です。著作権法を遵守した上で、郷土資料及び行政資料のデジタル化を進めます。デジタル化した資料については、電子書籍として港区電子図書館で公開します。

③来館困難な利用者への資料提供

図書館資料の貸出を受けるためには、利用者自身が区立図書館に来館して貸出手続をすることが必要です。来館することが困難な高齢者・障害者・妊産婦・負傷や疾病により外出に支障がある方に図書館資料の貸出をするため、利用者宅に図書館所蔵の本や雑誌を届ける本の宅配サービスを実施しています。本の宅配サービスについての広報活動を充実させ、利用の拡大を図ります。

④図書館利用に障害のある方への読書支援

視覚障害者や高齢で視力の低下した人の読書支援として、拡大読書器の提供や対面朗読室での音訳ボランティアによる支援などを継続して行います。また、障害者差別解消法や読書バリアフリー法を踏まえ、引き続き図書館利用に障害のある方への読書支援を推進していきます。

⑤福祉施設や医療機関への団体貸出の利用促進

区内の福祉施設や医療機関に対して実施している団体貸出について、対象となる施設・機関への周知活動を行います。郵送やファックスなどにより定期的に案内を送るなどの方法で認知を高めることで、入所中や入院中の利用を促進します。また、施設・機関を通じてニーズを把握し、それに応じた資料を整備していきます。

⑥図書館利用のアクセシビリティの向上

拡充

高齢者や視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、知的障害、精神障害、学習障害等のある人が図書館を利用する障壁をなくしていきます。

図書館の施設は、一層のバリアフリー化とユニバーサルデザインの導入、多言語化を進めていきます。

さらに、図書館利用に障害のある人々の受入れを進めるため、特別支援学校（児童・生徒）、障害者施設、高齢者施設等の図書館招待日を設けるなど、周囲の理解も進めながら、積極的に図書館利用の拡大を図っていきます。

施策（２）資料を活用した多様な学びの促進

■SDGsのゴールとの関係



区民の学ぶ意欲の一層の向上をめざし、蔵書や利用環境を整えるだけでなく、新しい資料と出会い、学びや知識が広がるきっかけとなる取組を積極的に進めます。また、映画会や音楽会、朗読会等のイベントも継続して開催します。調べもの相談や講座・講演会などの実施により多様な学びの機会を提供することで、日々の暮らし、仕事に関する課題や地域の課題の解決を支援します。

①ビジネス支援のための情報提供の充実

拡充

ビジネスに関する資格取得などの資料・情報を収集するとともに、ビジネスに関する講座を開催します。また、多様な働き方や子どもたちが仕事について学ぶことに役立つ情報発信を推進します。

三田図書館では、ビジネス関連図書、専門雑誌、業界誌等の充実、企業・市場情報等のデータベースの提供、ビジネス支援専用のレファレンスコーナーを運用しています。また、併設する産業振興センターとの連携を強化し、産業振興センターで実施した講座に関連する図書館資料を展示するなどビジネス支援のための情報提供をより充実します。

②レファレンスサービス※（調べもの相談）の充実

拡充

調べものの相談など利用者の課題解決を支援するレファレンスサービス※を実施しています。サービスの充実を図るため、来館のほか、新たに図書館ホームページでの受付を実施します。また、区立図書館ホームページで公開しているレファレンスサービス※事例数を増やすとともに、国立国会図書館レファレンス協同データベースに参加し、港区に関するレファレンス事例についてインターネット上で広く公開します。

③講座・講演会などの実施

拡充

知識や情報を発信する場として、著作者や映画関係者などによる講演会、各々の図書館の特性を生かし、SDGs、健康、防災、港区の歴史に関する講座などを開催します。また、インターネットによる申込みを可能にするとともにオンラインで参加可能なイベントの実施について検討するなど、より多くの人々が講座・講演会に参加できる取組を進めます。

④資料を活用した展示の実施

新しい資料との出会い、学びや気づきを得る機会として、読書週間や終戦記念日、障害者週間※などの時期にあわせて関連する資料を活用した展示を継続して実施していきます。さらに、区にゆかりのある人物の展示、区内美術館等の施設と連携した展示にも取り組みます。

施策（３）図書館の魅力や有用性を伝える広報の充実

■SDGsのゴールとの関係



区民調査・在勤者調査によると、区立図書館の場所や図書館で行っているサービスを知らない人が一定程度います。図書館資料の閲覧や貸出以外にも様々な図書館サービスを提供していることを、より多くの区民に周知していくための広報活動を推進していきます。図書館の魅力や有用性を積極的に発信し、施設の認知度向上や利用促進につなげていきます。

①図書館の魅力や有用性を伝える広報活動の強化

区内の掲示板等や広報誌での情報発信、町会・自治会への情報提供に加え、みなと区民まつり等の地域の行事への積極的な参加をとおして、区立図書館の魅力や有用性を発信します。

②ICT※の活用による情報発信の充実

拡充

SNS※を積極的に活用して、多岐にわたる講座・講演会の実施など区立図書館の魅力や有用性をより効果的に発信することで、図書館への来館を促進します。また、区立図書館ホームページについて、利用者が求める情報によりアクセスしやすくするとともに、児童向けページや各図書館の特色や魅力等について掲載内容を充実します。

ICT※を活用した情報発信を充実することで、これまで区立図書館をあまり利用しなかった区民の利用の拡大を図ります。

基本目標4 多様な主体との連携による図書館資料の活用と事業の展開

学校や社会教育施設、地域の団体等と連携し、それぞれの持つ資料や人材を相互に活用した事業の実施など、生涯を通じて豊かな学びを支援します。

■SDGsのゴールとの関係



施策（１）学校図書館の支援推進

■SDGsのゴールとの関係



学校図書館は、子どもの読書活動に大きな役割を果たしています。学習指導要領では、「主体的・対話的で深い学び」の実現のため、学校図書館の計画的な利用や地域の図書館等の資料を活用した情報収集等の学習活動を充実することとしています。

図書館は、学校図書館の有する「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての機能を充実させるため、学校図書館支援センター機能を備えた教育センターと連携し、団体貸出、選書や運営、授業での活用など、様々な局面で支援を行います。

地域の図書館として、児童・生徒の自主的な学習を促す取組を進めます。

①学校図書館との情報交換の促進

区立小・中学校の学校図書館資料選定への出版社協力による資料展示・選書会の開催を通じた支援を行うとともに、学校への団体貸出利用の促進や資料の充実を図ります。また、読書手帳の配布や電子書籍サービスの効果的な活用方法の案内等により、児童・生徒の読書活動を支援します。

中高生書評合戦や中高生懇談会など図書館事業との連携や学校図書館関係者との定期的な情報交換により、学校図書館の運営を支援します。

②調べ学習の支援

重点

児童・生徒が様々な手法で自主的に調べ、学ぶことができるように、パスファインダー※の作成、関連する資料の貸出や図書館職員による出張講座等を実施し、調べ学習を支援します。また、成果を発表する場として「港区図書館を使った調べる学習コンクール」を開催します。

		現状	後期3年間		
		令和5年度末 (見込み)	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
取組 目標	調べる学習講座開催回数	50	52	58	64
成果 指標	「港区図書館を使った調べる学習コンクール」応募作品数	850	1,200	1,350	1,500

③授業カリキュラムに応じた支援の実施

学校図書館を活用した指導計画を推進する教育センターと連携し、課外授業のまち探検や職場体験の受け入れ、図書館職員が学校に出向いての読書感想文の書き方講座やブックトーク※の実施、情報活用能力の育成など、図書館資料や人材を生かし、授業カリキュラムに応じた支援を行います。

④障害に対応した読書支援

読書が困難な児童・生徒のために、デイジー※図書、点字図書、さわる絵本※、大活字本、LLブック※等の資料の充実を図るとともに、リーディングトラッカー※やルーパー等の読書補助具の普及を推進します。また、学校図書館と連携し、障害やその他の特性の有無にかかわらず、多くの児童・生徒が読書に親しめるよう支援します。

施策（２）社会教育施設等との連携の推進

■SDGsのゴールとの関係



港区には、都立図書館、大学や専門機関の図書館が数多くあります。港区ミュージアムネットワークで連携を図っている様々な美術館・博物館や多くの大使館もあります。そのような専門性が高い外部組織との連携を拡充していくことで、利用者の学習意欲の高度化・専門化に役立てていきます。

また、幼稚園や保育園等子ども関連施設への支援を行います。さらに、区内企業等との連携、地域で活動する区民との協働にも取り組んでいきます。

拡充

①専門図書館・大学図書館とのネットワーク化の推進

専門図書館、大学図書館には区立図書館が所蔵していない多くの専門的な資料が所蔵されています。

専門図書館等と情報交換を行うために（仮称）港区専門図書館等連絡会を定期的に行い、講座・講演会や資料展示などについて積極的に連携をしていきます。

より専門的な情報を希望する利用者が大学図書館の資料を利用することができるように、連携先の図書館の拡充に向けて取り組みます。さらに、高度なレファレンスに対応する際に、専門図書館や大学図書館に照会できる体制を構築し、利用者の情報ニーズに応えていきます。

②幼稚園・保育園等の子ども関連施設への支援

幼稚園、保育園、児童館、子育てひろば等の子ども関連施設を対象に、団体貸出、訪問図書館サービスでのおはなし会、各種講座を開催しています。

施設職員を対象とした読み聞かせ講座の開催や出版社の協力による資料展示・選書会により選書を支援し、施設での読書環境づくりを支援します。

③郷土歴史館・みなと科学館との連携事業の実施

港区の歴史、文化、自然、科学技術を学ぶことにより地域に愛着を感じたり、科学を身近に体験したりできるように、郷土歴史館及びみなと科学館と連携した取組を行います。

④地域活動との連携の推進

図書館地域交流会を中心に地域住民の参画と協働を進めます。各地区の図書館において地域住民の活動に必要な資料の提供などの支援のほか、地域住民と連携した事業の企画・実施など地域に密着した図書館の運営に取り組めます。

⑤大使館との連携事業の実施

港区には、令和5(2023)年7月現在、81か国の大使館があります。これら区内にある大使館と連携し、区立図書館などを会場とし、大使館職員による自国文化の紹介や語学の講座、外国語による読み聞かせなどを実施します。

⑥企業等との連携

拡充

地元企業・学校・病院と連携し、地域の魅力を発信する講座や講演会を開催します。また、図書館が地域における情報の拠点であるという特性を生かし、様々な業種の地元企業を交えた地域連携・地域貢献を目的とした情報交換を行い、企業と企業、企業と学校、企業と住民の交流につなげるための場を提供します。

施策（3）区民の知識やスキルを生かした事業の展開

■SDGsのゴールとの関係



港区の在住者・在勤者には、様々な知識や経験、スキルを有する方が数多くいます。図書館の利用者同士での教え合い、学び合いを支えるための講座の実施や交流の機会の提供を検討します。また、図書館サービスに携わるボランティアの育成、活躍の場や機会の充実にも取り組んでいきます。

①ボランティアの育成

図書館サービスに協力する児童サービスボランティアの育成のため、専門の講師による「児童サービスボランティア養成講座」を実施しています。また、音訳ボランティアの技術向上のため、「デイジー講習会※」や「音訳講習会※」を実施しています。都立中央図書館などの他機関が実施する講習会・研修会も育成の機会と位置付け、ボランティアにより充実した情報提供を行います。

②区民の知識や能力を生かした図書館サービスの展開

児童サービスボランティアや音訳ボランティアなどがもつ経験や能力、講習会や研修会で学んだ知識は、子ども向けの事業や対面朗読などで発揮されています。こうしたスキルをさらに生かしていくため、「おはなし会」「子ども会」「朗読会」などの図書館行事を充実します。

第4章 計画の推進

※章扉の裏面は白紙

1 計画の推進体制

(1) 推進体制

図書館サービスの推進に当たっては、図書館サービス推進計画を策定した教育委員会が主体となり、各区立図書館において計画に沿って着実に取り組んでいくとともに、教育委員会の各組織、各施設、各学校はもちろんのこと、各地区の総合支所、区有施設等とも連携し、港区全体で図書館サービスを総合的に推進していきます。

さらに、より質の高い図書館サービスを提供するために、区民等の図書館利用者、地域、ボランティア活動の従事者、事業者・団体等、大学図書館・専門図書館、学校図書館等との連携や協働による取組を充実させていきます。

(2) 各主体の役割

効果的な計画の推進に向け、各主体が以下のそれぞれの役割を積極的に果たしていくことが期待されます。

①区民

区立図書館で、学び、楽しむ利用者としての区民は、地域の情報拠点として、学習の機会や地域の課題解決ができる場として、図書館を育てていくことが期待されます。

また、子どもたちに読書の楽しさ、大切さを伝えていくことは、家庭の大きな役割です。

②地域(町会・自治会)

各地区の区立図書館を地域の情報拠点として、積極的な利用を促進する図書館の事業をPRしていただける場や、地域の行事に図書館が参加する場を設けることが期待されます。

③ボランティア

ボランティアは、おはなし会、読み聞かせ、声の図書など、多くの図書館サービスに欠かせない力をもっています。多くの方に、読書の楽しさを伝える図書館のサービスの担い手として活発な活動が期待されます。

④事業者・団体等

区内には多彩な事業者・団体や専門的知識や経験をもった人々がいます。知的欲求に応えることのできる能力を、図書館サービスの中で広く利用者に還元することが期待されます。

⑤大学図書館・専門図書館

区内には、多くの大学図書館や専門図書館があり、それぞれの特色に応じた専門的で高度な資料を数多く保有しています。区立図書館や書店では手に入れ難い資料を活用し、より深く学びたいという図書館利用者のニーズに応えることが期待されます。

⑥学校図書館（小・中学校）

学校図書館は、子どもたちの読書活動を推進するための最も身近な図書に触れる場です。区立図書館と連携し、子どもたちが豊かな人生を送るために、本に触れ、親しむ習慣を育むことが期待されます。

⑦港区（行政）

教育委員会は、図書館サービス推進計画の着実な実行に当たり、区立図書館の指定管理者と運営目標、現状、課題等について積極的に共有し、連携・協働しながら、全ての人が、生涯を通じて豊かな学びができるよう、支えています。

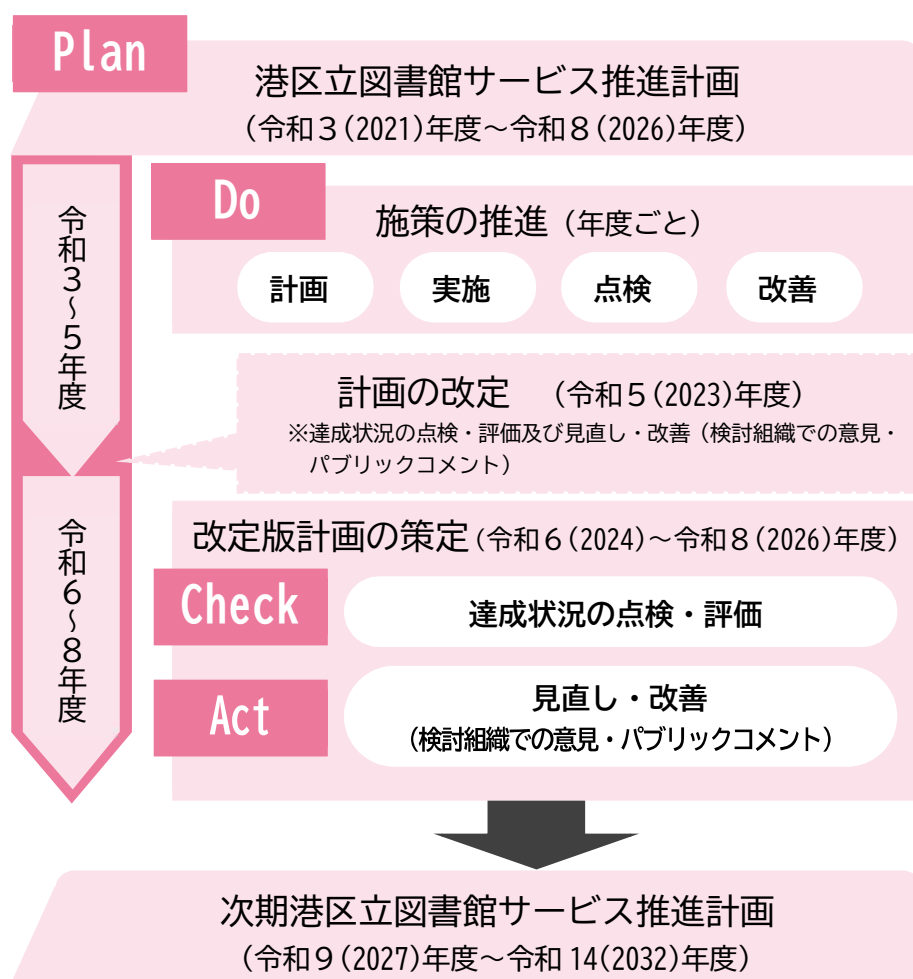
また、各地区の総合支所をはじめとする区の組織が一丸となって質の高い図書館サービスの提供を推進していきます。

2 計画の進行管理

(1) 管理方法

港区立図書館サービス推進計画に掲載した取組は、計画【Plan】、実行【Do】、点検・評価【Check】、見直し・改善【Act】のサイクルで着実に推進します。

計画の中間年にあたる令和5(2023)年度に改定を行い、計画最終年となる令和8(2026)年度に達成状況を点検・評価し、その結果を踏まえ次期計画を策定します。



(2) 評価方法

本計画の施策・取組に対する評価は、行政による評価、区民を対象としたアンケート調査の結果等を踏まえて総合的にを行います。

①行政による評価

ア 事業所管課による進捗・目標達成度評価〔毎年度実施〕

本計画に掲げる全事業について、取組状況や成果指標の達成状況、課題等を各事業推進課において評価し、その結果を事業の見直しや改善等につなげることを目的に実施します。

イ 事務事業評価〔毎年度実施〕

各事務事業の必要性、効果性、実施手法の効率性等について評価し、その結果を事業の見直しや改善等につなげることを目的として実施します。

ウ 港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価〔毎年度実施〕

本計画に計上している事業について、取組状況及びその成果を学識経験者の専門的な視点で点検及び評価し、課題や今後の取組の方向性を示すことを目的に実施します。

エ 政策評価〔3年ごとに実施〕

港区基本計画に掲げる施策の実施状況や効果等について、学識経験者の専門的な視点や区民の視点から政策の達成度を評価するとともに、各種施策について今後の方向性を明らかにすることを目的として実施します。

②区民等の意見

ア みなとタウンフォーラムや各総合支所の区民参画組織からの意見、提言

区では、港区に住み、働き、学ぶ区民が話し合い、意見を出し合う場として、区民参画組織である「みなとタウンフォーラム」を設置しています。その場で出た意見を取りまとめた提言を最大限反映するよう努めます。

イ 区民を対象としたアンケート調査

3年に1回程度、港区の図書館サービスにおける取組への満足度や、行政への期待・要望等について調査を行います。

ウ 来館者アンケート調査

年に1回、区立図書館利用者を対象に取組への期待・要望などについて調査を行います。

資料編

※章扉の裏面は白紙

1 港区教育ビジョンの概要

(1) 港区教育ビジョンとは

港区教育ビジョンは、平成 27 年度から令和 6 年度までの 10 年間を通じて、港区の教育の根幹となる基本理念、目指す人間像、取組の方向性を示すもので、教育基本法第 17 条第 2 項に基づく港区の「教育振興基本計画」です。平成 26 年 10 月に策定しました。

また、区は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 第 1 項に基づき区長が定める「港区の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」（港区教育大綱）として位置付けています。

(2) 港区教育ビジョンの目的

教育ビジョンは、教育委員会だけではなく、区の関係部署、学校、家庭、地域等の多様な主体が教育の担い手となり、先進的・発展的な教育施策を推進するために、学校教育と生涯学習を貫く港区の教育の方向性を一層明確にすることを目的としています。

(3) 港区が目指すこれからの教育

①基本理念



※港区教育ビジョンの詳細は右の二次元コードからご確認いただけます。

二次元
コード

②目指す人間像

生涯を通じて夢と生きがいをもち、
自ら学び、考え、行動し、
未来を創造する人

【個人として】

- 夢と生きがいをもち、生涯を通じ自ら学び、個性を伸ばし、行動する人
- 自立心と責任感のある人
- 郷土への誇りと愛着をもつ人

【他者との関わりにおいて】

- 他者への思いやりや他者との絆を大切にすること
- 国籍や年齢、性別、障害の有無にかかわらず互いを尊重すること
- 他者と協調し、未来を創造すること

【社会との関わりにおいて】

- 地域の一員として、社会に関わり、ともに生きる人
- 多くの世代と交流し、協働して社会に貢献すること
- 国際的視野をもって行動し、世界をリードすること

(4) 港区の教育における基本的方向性

①「徳」「知」「体」を育む学び

- ・自分を大切にするとともに、他者の痛みを理解し、他者を思いやる心を育成します。
- ・人権教育、道徳教育を充実し、協調性や規範意識を育みます。
- ・基礎学力の確実な習得、読書活動などを通じた論理的思考力の育成に取り組みます。
- ・基本的な生活習慣と正しい食習慣の確立による、健康な体づくりを支援します。

②生き抜く力を育む学び

- ・一人ひとりの個性と能力を伸ばし、主体的に挑戦し努力する姿勢を育みます。
- ・責任感のある社会人・職業人として自立できるようにする教育を推進します。
- ・自ら学ぶ姿勢やコミュニケーション能力、自ら課題を発見し、解決を図る力を育成します。
- ・平和に関する教育、国際感覚の育成、防災教育、環境教育、ICT教育を推進します。

③生涯を通じた学び

- ・豊かな環境や人材など、港区の強みを生かした幅広い学びの機会の充実を図ります。
- ・自らの基盤を固める「学び直し」、自らを高める学び、人生の豊かさを支える学びを支援します。
- ・東京2020オリンピック・パラリンピックを契機として、スポーツを通じてすべての人が支えあう地域づくりに取り組みます。

④地域社会で支えあう学び

- ・区民が相互に学びあい、支えあう環境として、生涯学習施設や図書館などを活用したネットワークづくりを進めます。
- ・行政や学校だけではなく、区民をはじめとした多様な人や組織との協働による教育環境の一層の充実を図ります。

⑤つながり、伝え、循環する学び

- ・一人ひとりが学びをきっかけに地域に参加し、習得した知識や経験を地域社会に還元する「学びの循環」によって、活力ある地域コミュニティが形成されます。
- ・学びを通して人と人、人と地域がつながり、「学びの循環」を一層広げていく取組を推進します。

(5) 教育ビジョンの実現に向けて

①教育行政における個別計画による取組

教育行政における各個別計画に基づき、具体的な取組を推進します。

港区学校教育推進計画

港区スポーツ推進計画

港区生涯学習推進計画

港区立図書館サービス推進計画

②学校、家庭、地域、事業者等との協働

学校、家庭、地域、事業者など多様な主体が、港区における教育の担い手として協働することで、区民一人ひとりの学びを支える教育環境を構築することができます。

主体	期待される役割
学校 幼稚園、小・中学校 児童福祉施設 保育所、児童館、 子ども中高生プラザ など	○子どもの個性と創造力を伸ばす教育、幼小中の一貫教育、保幼小の連携した教育を推進します。 ○遊びや学習を通じて協調性や規範意識を育み、子どもの自主性を尊重した学力、体力の向上を図ります。 ○地域に開かれた学校、児童福祉施設の環境づくりに取り組み、多様な主体との協働による教育を推進します。
家庭 家族、保護者 など	○家族との関わりの中で、信頼感や愛着を育み、人と人との絆を学びます。 ○子どもに基本的な生活習慣や規範意識を身に付けさせます。 ○子どもとともに成長するよう、子育てを通して様々なことを経験します。
地域 町会・自治会、商店会、消防団 など	○学校や家庭と協働して、子どもたちの教育環境を整えます。 ○多世代での交流を進め、ともに学ぶ機会を創出します。 ○行政と協働して、多くの人の学びの成果が生きる地域社会をつくれます。
事業者・団体 大学、企業、NPO、ボランティア団体、大使館 など	○行政や区民と協働して、積極的に地域の教育に関わります。 ○専門的な知識や設備を生かして、学校や地域に学習の機会を提供します。 ○ワーク・ライフ・バランスの取組を通じて、従業員の学びの機会の創出・拡充を図ります。

2 港区立図書館サービス推進計画検討委員会

(1) 港区立図書館サービス推進計画検討委員会設置要綱

令和4年 5月 2日

4 港教教図第 479号

(設置)

第1条 港区立図書館サービス推進計画の改定にあたり、様々な視点を踏まえ検討するため、港区立図書館サービス推進計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について検討する。

- (1) 港区立図書館サービス推進計画の改定に関すること。
- (2) その他港区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる区分により、教育委員会が委嘱し、又は任命する委員10人以内をもって構成する。

- (1) 区民（公募） 2人以内
- (2) 学識経験者 4人以内
- (3) 教育関係者及び保育園長 4人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する事項について教育委員会に報告をする年度の末日までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(組織)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、学識経験者の委員のうちから委員の互選により選出し、会務を統括する。

3 副委員長は、委員のうちから会長が指名し、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(委員会の公開)

第7条 委員会は、公開とする。ただし、出席委員の過半数の同意を得て、非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育推進部図書文化財課図書館係において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年5月2日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(2) 港区立図書館サービス推進計画検討委員会委員名簿

所属等	氏名
慶應義塾大学文学部准教授	◎ 松本 直樹
亜細亜大学国際関係学部教授	○ 安形 輝
十文字学園女子大学教育人文学部准教授	石川 敬史
八洲学園大学生涯学習学部准教授	下山 佳那子
学校教育部教育人事企画課統括指導主事	下橋 良平
芝浦港南地区総合支所管理課台場保育園園長	稲田 美香
公募区民	奥平 浩
公募区民	二藤 泰明

◎委員長、○副委員長

(3) 港区立図書館サービス推進計画検討委員会開催経過

開催日程	主な議事
第1回 令和4(2022)年8月31日	○計画改定スケジュールについて ○計画改定に向けたアンケート調査項目(案)について ○その他
第2回 令和5(2023)年1月18日	○計画改定スケジュールの変更等について ○計画の進行管理・評価について ○アンケート集計結果について
第3回 令和5(2023)年5月18日	○計画改定方針について
第4回 令和5(2023)年7月26日	○港区立図書館サービス推進計画(素案)について
第5回 令和5(2023)年9月1日	○港区立図書館サービス推進計画(素案)について

3 港区立図書館サービス推進計画検討会

(1) 港区立図書館サービス推進計画検討会設置要綱

令和4年 7月 1日

4 港教教図第1067号

(設置)

第1条 港区立図書館サービス推進計画の策定にあたり、区政全般に対して施策の横断的な展開を図るため、港区立図書館サービス推進計画検討会（以下、「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次の事項について検討する。

(1) 港区立図書館サービス推進計画の策定に関すること。

(2) その他教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 検討会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、教育委員会事務局教育推進部長をもって充て、会務を統括する。

3 副会長は、図書文化財課長をもって充て、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(検討会)

第4条 検討会は、会長が招集する。

2 会長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 検討会の庶務は、図書文化財課図書館係において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

総合支所協働推進課長

子ども家庭支援部子ども政策課長

教育委員会事務局学校教育部教育指導担当課長

(2) 港区立図書館サービス推進計画検討会委員名簿

所属等	氏名
教育委員会事務局教育推進部長	◎ 星川 邦昭 (～令和5年3月)
	◎ 長谷川 浩義 (令和5年4月～)
教育委員会事務局教育推進部図書文化財課長	○ 齊藤 和彦
高輪地区総合支所協働推進課長	中村 美生
子ども家庭支援部子ども家庭課長	白井 隆司 (～令和5年3月)
子ども家庭支援部子ども政策課長	横尾 恵理子 (令和5年4月～)
教育委員事務局学校教育部教育指導担当課長	篠崎 玲子

◎会長、○副会長

(3) 港区立図書館サービス推進計画検討会開催経過

開催日程	主な議事
第1回 令和4(2022)年10月7日	○図書館サービス推進計画に関するアンケート調査について
第2回 令和5(2023)年2月3日	○港区立図書館サービス推進計画アンケート調査報告書について
第3回 令和5(2023)年5月26日	○港区立図書館サービス推進計画の改定方針(案)について
第4回 令和5(2023)年8月7日	○港区立図書館サービス推進計画(素案)について
第5回 令和5(2023)年9月6日	○港区立図書館サービス推進計画(素案)について

4 用語解説

頭文字	用語	説明	掲載ページ
A	A I	Artificial Intelligence (人工知能) の略。人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術のこと。	6
D	D X	Digital Transformation の略。デジタル技術やデータを活用して、「あらゆる手続が役所に行かずにできる」、「必要な給付が迅速に行われる」といった手続はもちろん、補助金等においてもデータを駆使してニーズに即したプッシュ型のサービスを実現するなど、利用者目線に立って新たな価値を創出すること。	3
I	I C T	Information and Communication Technology の略。情報処理及び情報通信に関連する諸分野における技術・産業・設備・サービス等の総称。	6
	I C タグ	データの読み取り（書き換え）が可能な I C（集積回路）を埋め込み、電波を使って情報の読み書きを行うことができるタグ（荷札）。	18
L	L L ブック	難しい表現を使わず写真やイラスト、ピクトグラム（絵文字）で理解を助け、文章を分かち書きにし、フリガナを振ることで、一般的な情報では理解が難しい障害者にとって読みやすいように作られた本。	51
P	P O P	「Point of purchase」の頭文字の略。紙を媒体とし、商品名やキャッチコピー、説明文、イラストを手書きした広告媒体。	20
S	S N S	ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービス。	43
あ行	家読	「家庭読書」の略語で、「家族みんなで読書をすることで家族のコミュニケーションを深める」ことを目的とした読書運動。	43
	音訳講習会	音訳者の心構え、音訳方法、長文の読み方等音訳者に必要な技術等を学ぶ講習会。	53
さ行	サピエ	全国視覚障害者情報提供施設協会が運営している視覚障害者をはじめ、目で文字を読むことが困難な方に対して、様々な情報を点字、音声データで提供しているネットワーク。音声図書のデータのダウンロードのほか、音声図書の相互貸借も実施している。	19
	さわる絵本	視覚障害者等が楽しめるように絵の部分をさわってわかるように工夫した絵本。	51
	集団補聴システム	雑音の少ないクリアな音声を補聴器（貸出用常備）に直接送信するための装置。	19
	障害者週間	12 月 3 日から 9 日までの 1 週間、障害者の福祉についての関心と理解を深めるための取組を行う期間。	19

頭文字	用語	説明	掲載 ページ
た行	多読	外国語の学習方法。辞書を引かなくても楽しめるようなやさしい本をたくさん読むことで、母語に訳さず理解できるようになる。	39
	デイジー	デイジー（DAISY）は、Digital Accessible Information System の略。視覚障害者や普通の印刷物を読むことが困難な人々のための電子書籍の国際標準規格。	17
	デイジー講習会	デイジー図書製作のための必要な技術と知識習得のための講習会。	53
は行	パスファインダー	テーマについて参考になる資料や情報を探すための手順をまとめた調べ方ガイド。	50
	ビブリオバトル	本の紹介コミュニケーションゲーム。お気に入りの本を紹介しあい、最も読みたくなった本に投票し、チャンプ本を決める。	44
	ブックスタート事業	赤ちゃんが心健やかに育つよう、絵本を通じて親子が心を通わせることの喜びや、読み聞かせの大切さを伝える取組。図書館のほか、みなと保健所の事業の中でも行っている。	20
	ブックトーク	あるテーマにそって、何冊かのさまざまなジャンルの本を順序だてて紹介すること。	51
ら行	録音図書	目の不自由な方でも本を楽しめるよう、図書を音訳し、カセットテープやCDに録音して、音声の形で提供する図書。	19
	リーディングトラッカー	読みたい行に視点を集中させる読書補助具の一つ。	51
	レファレンスサービス	何らかの情報を求めている利用者に対して、課題解決のための資料や情報を提供するサービス。	7
や行	ヤングアダルトサービス	中学生や高校生を中心とした世代を対象にしたサービス（YAサービス）。	20

※港区平和都市宣言を挿入します。

※奥付を挿入します。

改定の
ポイント

- 利用者の更なる利便性向上のために図書館カードのカードレス化を行うなど、ＩＣＴの積極的な活用に取り組みます。
- 子どもの読書習慣を更に定着させるため、乳幼児期から高校生の年代に至るまで、年齢に応じた読書活動を支援するための取組を充実します。
- 時間や場所にかかわらず資料の貸出・返却ができることなどによる利便性の向上や読書バリアフリーにつながる電子書籍サービスについて、コンテンツを充実します。

第1章 計画の改定に当たって（P1～7）

1 計画の概要

区民の生涯を通じて豊かな学びを支えるため、今後の図書館サービスの基本的な方向性と具体的な取組を示した計画です。

2 めざすべき姿

生涯を通じて豊かな学びを支える図書館

3 改定の方向性

- （1）図書館の利用方法やニーズ、読書・情報収集の方法の変化を捉えたサービスを積極的に提供します。
- （2）子どもから成人に至るステップに応じた読書・情報収集ができるよう資料・環境・サービスの充実に取り組みます。
- （3）あらゆる人々が読書を楽しみ、情報にアクセスできるように取り組みます。
- （4）学校、地域の団体や社会教育施設等との連携を深め、図書館資料の提供など生涯を通じて豊かな学びを支援する事業に取り組みます。

第2章 港区立図書館に関する現状と課題（P9～31）

1 改定に当たって踏まえるべき背景

（1）社会情勢の変化

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響
- ② 人口動向
- ③ DXの進展
- ④ 総合的な子ども政策の推進
- ⑤ 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

（2）国や東京都の状況

- 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画の策定
- 公民館・図書館等社会教育施設のデジタル活用促進
- 第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画の策定
- 第四次東京都子供読書活動推進計画の策定

2 区立図書館の概要

中央館的機能を持つ三田図書館のほか、5地区の区域ごとにバランスよく図書館を配置しています。このほか、乳幼児から高校生までを対象にした高輪図書館分室があります。令和6（2024）年4月からは、台場区民センター図書室が台場図書館に移行し、8つの施設で図書館サービスを提供します。

3 港区の図書館サービスに関する現状と課題

（1）現状（港区立図書館サービス推進計画前期の取組状況）

- ①新型コロナウイルス感染症の影響
- ②電子図書館サービスの開始
- ③三田図書館の移転、開設
- ④全ての区立図書館の指定管理者による運営開始
- ⑤台場図書館の開設準備
- ⑥学校、地域の団体や社会教育施設等との連携

（2）港区立図書館サービス推進計画の改定に向けたアンケート調査結果

- 過去1年間で港区立図書館を利用した区民の割合は47.0%となっています。
- ICT関連サービスへの潜在的なニーズがあります。
- 子どもの読書習慣について、1週間の読書量は0冊が42.0%と最も高くなっています。
- 子どもがインターネットに初めて接した年齢は3歳が17.3%と最も高くなっています。
- 子どもが区立図書館を利用するためには「身近なところで貸出・返却ができる」等のサービスが求められています。
- 電子書籍サービスの認知率と利用経験率は低く十分に利用されていないが、利用意向率が高く感心が高くなっています。
- 図書館で何らかのボランティア活動に参加したいと思う区民は47.6%となっています。

（3）港区の図書館サービスにおける課題

- ICTを活用した図書館サービスの充実が求められています。
- 乳幼児から高校生まで年齢に応じた読書活動の支援が必要です。
- 子どもが今以上に区立図書館を利用するための取組が求められています。
- 学校教育との連携を一層強化して情報リテラシーを育むことが必要です。
- 図書館が資料の閲覧や貸出以外のサービスも提供していることの積極的な周知が必要です。
- 電子書籍サービスの認知率と利用経験率は低い一方利用意向率は高く、更なる周知が必要です。
- デイジー図書や点字図書、電子書籍サービスを充実し、読書バリアフリーを進めていくことが必要です。
- 貸出期間や回数が制限されるコンテンツが多いなどの電子書籍の特性を踏まえ資料を収集することが必要です。
- 学校や企業、他の社会教育施設と連携し、港区ならではのサービスにつなげていくことが必要です。
- ボランティアを継続して育成し、活動を支援することが必要です。

第3章 図書館サービスの推進（P33～53）（「新規」「重点」「拡充」の取組を記載）

基本目標1 あらゆる人々の学びを支える資料や環境の充実とサービスの提供

施策（1）図書館資料の充実

重点 あらゆる人の学びを支える幅広い資料の収集

施策（2）利用者同士の交流の場の提供

施策（3）図書館利用における利便性の向上

拡充 資料の受取及び返却方法の拡充

新規 ICTを活用した利便性の向上

基本目標2 子どもから成人に至るステップに応じた読書環境の推進

施策（1）本とふれあう環境づくり

拡充 ブックスタート事業の推進

拡充 親子で楽しむ取組の推進

拡充 小学生・中学生・高校生の各年代を対象にした取組の推進

施策（2）豊かな国際性を生かした取組の推進

基本目標3 あらゆる人々が読書を楽しむための利便性の向上

施策（1）多様な利用者に対する支援

重点 電子書籍サービスの活用

拡充 図書館利用のアクセシビリティの向上

施策（2）資料を活用した多様な学びの促進

拡充 ビジネス支援のための情報提供の充実

拡充 レファレンスサービス（調べもの相談）の充実

拡充 講座・講演会などの実施

施策（3）図書館の魅力や有用性を伝える広報の充実

拡充 ICTの活用による情報発信の充実

基本目標4 多様な主体との連携による図書館資料の活用と事業の展開

施策（1）学校図書館の支援推進

重点 調べ学習の支援

施策（2）社会教育施設等との連携の推進

拡充 専門図書館・大学図書館とのネットワーク化の推進

拡充 企業等との連携

施策（3）区民の知識やスキルを生かした事業の展開

第4章 計画の推進（P55～60）

1 計画の推進体制

2 計画の進行管理